地域再生計画認定申請マニュアル
（　総　論　）

注意
　本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。
　地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

2019年４月24日

内閣府　地方創生推進事務局

目次

第１章　地域再生計画の認定制度

１－１　認定制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１－２　認定制度のポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１－３　構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係　・　１２
１－４　章末書式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

第２章　認定基準等の解説

２－１　地域再生計画の認定基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２－２　関係行政機関の長による同意について　・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第３章　認定申請手続等について

３－１　認定申請に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
３－２　認定申請書類の作成要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
３－３　認定を受けた地域再生計画の公表について　・・・・・・・・・・・・・　３０
３－４　章末書式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

第４章　地域再生協議会について

４－１　地域再生協議会の設置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
４－２　地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について・　３５
４－３　地域再生協議会の役割・効果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
４－４　地域再生協議会の構成員について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
４－５　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

第５章　地域再生推進法人について

５－１　地域再生推進法人の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
５－２　地域再生推進法人の業務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
５－３　地域再生推進法人の範囲について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

第６章　地域再生の推進に係る提案制度について
６－１　趣旨について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
６－２　提案の効果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
６－３　新たな措置の提案に関する手続について　・・・・・・・・・・・・・・　４１

付録

第１章　地域再生計画の認定制度

１－１　認定制度の概要

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法、地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）等に基づき行われることとなります。

１－２　認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行います。また、当該地域再生計画に支援措置（法に基づく特別の措置及び地域再生基本方針　５の６）①イに規定する地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）をいう。以下同じ。）を活用して行う事業が記載されている場合には、当該支援措置の関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

１）地域再生計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。（◇は、必要に応じて実施）

① 地域の民間企業やＮＰＯ等を通じた地域のニーズの把握
② ◇地域再生協議会の設置（第４章参照）
③ ◇地域再生推進法人の指定（第５章参照）
④ 地域再生計画の作成・認定申請
⑤ 地域再生計画の認定
⑥ ◇交付金等の申請
- （◇地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金又は地方創生整備推進交付金の交付申請）
- （◇特定金融機関の指定申請）
- （◇地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、地域来訪者等利便増進活動計画、商店街活性化促進事業計画、地域再生土地利用計画、生涯活躍のまち形成事業計画又は地域農林水産業振興施設整備計画の作成、認定等）

⑦　◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

２）地域の民間企業やＮＰＯ等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするＮＰＯ、地域住民、関係団体、民間団体、民間事業者を通じて、地域のニーズを十分把握し、ＰＦＩ制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するように努めることが望まれます。

３）地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、規則等に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要です。また、地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することの提案をすることができます。

この場合においては、当該提案をする者は、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります。

なお、地域再生計画書に記載する事項は、法第５条第２項から第４項までに列挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第３章で詳述しますが、ここでは次の３つのポイントを挙げます。

①　地域再生計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体（広域連合、一部事務組合及び港務局を含む。以下同じ。）が単独で又は共同して行うことができます。

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、地域再生計画の作成主体である地方公共団体の区域にこだわることなく、地域再生計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支えありません。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

また、都道府県が地域再生計画を作成する場合には、対象となる区域に含まれる市町村と、その内容について合意形成を図るなど、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

支援措置を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、地域再生計画全体として法第５条第15項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

※ 支援措置のうち、法に基づくものは、次のとおりです。

ａ）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）

法第13条第１項により、地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付します。

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく地方創生事業全般】（道、汚水処理施設、港の整備事業を除く。）

ⅰ）結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ⅱ）移住及び定住の促進に資する事業

ⅲ）地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

ⅳ）観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

ⅴ）ⅰ）からⅳ）までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく道、汚水処理施設、港の整備事業】

ⅰ）市町村道、広域農道又は林道（このうち２以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ⅱ）公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち２以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ⅲ）地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

※　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の詳細については、別途「地方創生推進交付金制度要綱」「地方創生拠点整備交付金制度要綱」を御確認ください。

ｂ）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

ｃ）地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関（当該認定地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員である者に限る。）が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。

ｄ）特定地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている法第５条第４項第４号イに規定する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。この場合は、ｃ）地域再生支援利子補給金の場合と異なり、指定を受ける金融機関は地域再生協議会の構成員である必要はありません。

【参考：法第５条第４項第４号イに規定する事業（規則第６条）】

イ　地域住民の交通手段の確保のために行う事業

ロ　地域住民の健康の保持増進に資する事業

ハ　地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
ニ　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
ホ　地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
ヘ　その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

ｅ）小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域再生拠点の形成を図るために行う事業であって、集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の規則で定めるものとする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用します。

ｆ）公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとします。

ｇ）地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

認定を受けた都道府県知事は、法第17条の２第３項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができます。

また、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者は、債務保証、課税の特例措置を受けることができます。

加えて、地方公共団体が地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収額の一部について普通交付税による補填措置を受けることができます。

ｈ）地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

認定を受けた市町村の長は、法第17条の７第８項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同

項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができます。

また、法第17条の８により、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、法第17条の９により、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

法第17条の10により、認定を受けた市町村があらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合において、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から２年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可をするものとします。

ｉ）商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものが記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て商店街活性化促進事業計画を作成したときには、商店街振興組合について、商店街振興組合法に基づく設立要件の緩和、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が認められます。また、認定を受けた市町村は、当該計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、当該建築物又は土地の当該計画に即した利活用を要請、勧告することができます。

ｊ）地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

集落生活圏において地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域再生土

地利用計画に基づく誘導施設の整備に係る農地法に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外及び都市計画法に基づく開発許可に関する特例を受けることができます。また、誘導施設の整備についての届出・勧告・あっせんによる誘導施設の立地誘導を行うことができます。

ｋ）自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

地域再生計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は輸送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者は旅客の輸送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を輸送することができます。

ｌ）生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

中高年齢者が希望に応じて移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときには、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。

ｍ）地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

地域農林水産業振興施設を整備する事業が記載された地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域農林水産業振興施設整備計画に基づく施設整備に係る農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する特例を受けることができます。

ｎ）構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第５条第４項第12号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものとみなされます。

ｏ）中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第５条第４項第13号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなされます。

ｐ）地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第５条第４項第14号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る地域経済牽引事業促進基本計画について同意があったものとみなされます。

ｑ）補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

法に基づく特別の措置に関する手続等の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、地方創生推進交付金制度要綱、各特別の措置に係るガイドライン等を参照願います。

４）地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第５条第15項から第18項まで及び第６条並びに地域再生基本方針　５によりますが、ポイントは以下のとおりです。

①　地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。

なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。

②　地域再生計画を認定した場合には、申請者に対して認定した旨が電磁的方法等により通知されますが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しな

かったときにおいては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知されます。

③　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）に係る支援措置を含む地域再生計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該地域再生計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることとは必ずしもならないことに留意が必要です。

④　各種支援措置に関する手続については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、活用する支援措置のガイドライン等を参照願います。

５）地域再生計画の変更

①　変更認定申請

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第７条に基づき、新規に地域再生計画を作成する場合と同様に、内閣総理大臣の認定が必要となります。変更認定申請の手続等は、新規に地域再生計画を作成し、認定申請する場合と同様です。

なお、添付書類にのみ変更がある場合については、変更認定申請又は軽微な変更の報告の必要はありません。

②　軽微な変更

認定を要しない軽微な変更は、次の内容を規則第11条で定めています。

ａ）地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

ｂ）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の６月以内の変更

ｃ）ａ）、ｂ）のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、ｃ）の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

例：まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）を充てて行う事業

まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）を充てて行う事業については、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める軽微な変更を「地方創生推進交付金制度要綱」で以下のように規定しています。

ａ）交付金対象事業費の２割以内の増減（道、汚水処理施設、港の整備事業については、施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の２割以内の増減）

ｂ）道、汚水処理施設、港の整備事業について、交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う１年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるもの

その他については、地域再生計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので事前にご相談ください。

軽微な変更を行う場合、地方公共団体は、変更の内容、変更の内容を適用する日について、章末書式１－１及び１－２により地域再生計画の認定事務を行う内閣府地方創生推進事務局あてに、原則として内閣府地方創生推進事務局が別に通知する期間に（合併等による地域再生計画の範囲の変更の場合は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第２項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに）報告をしていただくようお願いします。

③　市町村合併が行われる場合

市町村合併が行われる場合であって、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しないとき（単に他の市町村を編入する場合）は変更認定の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅するとき（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更認定の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

ａ）認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更認定の申請を行う必要があります。

＜地域再生計画の取扱い＞

・　認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第７条に基づく変更認定申請手続を行います。

＜手続＞

・　地方自治法第７条第７項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の３か月前から合併予定日までの間で速やかに、地域再生計画の変更の認定申請書（規則別記様式第２（章末書式３－３及び３－４））を提出してください。

　なお、変更認定に係る地域再生計画の作成方法等について不明な点がある場合はお早めに相談願います。

・　地域再生計画の変更の認定申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。

・　地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて地域再生計画の変更の認定申請書を提出してください。

ｂ）認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

　認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があったときは、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。

　なお、地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等の場合は、変更認定の申請を行う必要があります。

＜地域再生計画の取扱い＞

・　認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

＜手続＞

・　合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、規則第11条の「軽微な変更」に該当しますので、変更認定の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第２項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、②に定める方法により、内閣府地方創生推進事務局に報告をしていただくようお願いします。

・　合併に伴い、編入する他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する

等、実質的な地域再生計画の範囲を変更する場合には、法第７条に基づく変更認定申請手続が必要ですので、同条に基づく変更認定の申請を①のとおり行ってください。

１－３　構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

地域再生計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。

このため、地域再生計画の認定申請と同時に構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の提出を行うことができる仕組み（提出手続のワンストップ化）及び地域再生計画の認定をもって構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定等の効果を同時に発生させる仕組み（認定手続のワンストップ化）を設けています。

１－４　章末書式

章末書式１－１　軽微な変更に係る報告書　・・・・・・・・・・・・・・・　１３

章末書式１－２　軽微な変更に係る報告書　別紙　・・・・・・・・・・・・　１４

（章末書式１－１　軽微な変更に係る報告書）

軽微な変更に係る報告書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

認定地域再生計画に係る地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで認定を受けた下記１に掲げる地域再生計画について、別紙の新旧対照表のとおり地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第11条に規定する軽微な変更を行ったため、次のとおり報告いたします。

記

１　地域再生計画の名称

２　軽微な変更の適用日
　　年　月　日

（2019年４月24日適用）

（章末書式１－２　軽微な変更に係る報告書　別紙）

別紙

新　旧　対　照　表

（下線分は変更部分）

○　　（抄）

（　　年　月　日認定
　　年　月　日変更認定）

変更後	変更前

（2019年４月24日　適用）

第２章　認定基準等の解説

２－１　地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第５条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

１）１号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第５条第15項第１号に基づく基準（以下「１号基準」という。）は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

① 地域再生基本方針のうち「１　地域再生の意義及び目標」に適合しており、
② 地域再生基本方針のうち「５　地域再生計画の認定に関する基本的な事項　３）地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていること

の２つに分けられます。

① 「１　地域再生の意義及び目標」について

地域再生基本方針で定められている「１　地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

地域再生基本方針では「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。

判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

(1) 地域再生基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かした計画であること。
(2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

② 「５　地域再生計画の認定に関する基本的な事項　３）地域再生計画の認定手続」について

地域再生基本方針で定められている「５　地域再生計画の認定に関する基本的な事項　３）地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 法令等を遵守しているものであること。
(2) 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること。

なお、法第５条第３項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、地域再生基本方針　１の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定してください。

＜参考＞地域再生基本方針　１　地域再生の意義及び目標

１）　地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成29年12月22日改訂）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効

果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

２）　地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の２つである。

① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること

② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

２）２号基準（当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。）

地域再生基本方針　１の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断します。

また、特定地域再生事業を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断します。

３）３号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。）

地域再生計画の認定を受けた後、地域再生計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域再生が図られることを担保するため、事業の主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、地域再生基本方針で定められているとおり、地域再生を図るために行う事業について、

(1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
(2) 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断します。

(1) の「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。

なお、いずれの場合であっても原則として１年以内に主体が特定されることが求められます。

ア　実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

イ　地域再生計画認定申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況

ウ　入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

(2) の「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や地域再生計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、地域再生計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）等予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかな場合は、スケジュールが不明確なものとして扱うことになります。

２－２　関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、支援措置の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要となる書類等は、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）にて詳述します。

第３章　認定申請手続等について

３－１　認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第１条等で定めており、具体的には次のとおりです。

- 地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）
- 新旧対照表（変更認定申請の場合のみ）
- 地域再生計画
- 区域の図面
- 工程表及びその内容を説明した文書
- その他必要資料

個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

１）地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）

規則別記様式第１（章末書式３－１）（変更認定申請の場合は規則別記様式第２（章末書式３－３））を使用してください。

２）新旧対照表（変更認定申請の場合のみ）

章末書式３－４を使用してください。

３）地域再生計画

規則別記様式第１（章末書式３－２）に掲げる項目に従い、本マニュアル、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を熟読の上、作成してください。

４）区域の図面（地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図）

地域再生計画の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。本マニュアル付録１の「地図Ａ」及び「地図Ｂ」を参考にしてください。いずれの地図を添付するかは、以下のとおりです。

ａ）地域再生計画の範囲が市域、県域等の行政界と一致する場合

単に行政区画を表示した図面で足りることとします。

→　地図Ａを添付

ｂ）地域再生計画の範囲が市域、県域等の行政界と異なる場合

行政界の一部を切り取って地域再生計画の範囲とする場合は、紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。

→　地図Ａに加えて、地図Ｂも添付

５）工程表及びその内容を説明した文書

３号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。本マニュアル付録２の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業（関連事業を含む。）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、地域再生計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。

工程表として図示するとともに、地域再生計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。

６）その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要となる資料が異なりますので、規則第１条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

３－２　認定申請書類の作成要領

認定申請に必要な書類は、Ａ４縦の用紙に横書き（工程表はＡ４横の用紙に横書き）を基本とし、12ポイント程度の見やすいフォント（ＭＳ明朝又はＭＳゴシック）を使用してください。

１）地域再生計画認定申請書等

①　地域再生計画認定申請書

・　地域再生計画の認定申請に当たっては、章末書式３－１（規則別記様式第１）を使用してください。

・　複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

②　地域再生計画の変更の認定申請

・　地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、章末書式３－３（規則別記様式第２）を使用してください。

・　「変更事項の内容」は、章末書式３－４に従って記載し、地域再生計画の変更の認定申請書に添付して提出してください。

２）地域再生計画（計画の本体）

・　地域再生計画は、章末書式３－２（規則別記様式第１）を使用してください。

・　計画書にはページ番号（計画書の下部）を必ず付してください。

・　地域再生計画の区域や目標等が共通する場合には、複数の支援措置を同一の計画書に記載することも可能です。

【重要】地域再生計画の記載に当たってのポイントは次のとおりです。

(1) 「１　地域再生計画の名称」について

認定申請する地域再生計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

なお、地域再生計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載等について変更を要請する場合（記号・環境依存文字が使用されている場合等）がありますので、御了承ください。

また、地域再生計画の名称が２行に及ぶ場合については、改行を行わず記載してください。

(2) 「２　地域再生計画の作成主体の名称」について

地域再生計画を作成し、認定申請を行う地方公共団体の名称を記載してください（政令指定都市又は都道府県と同名の市は市名から記載し、それ以外の場合は、都道府県名から必ず記載してください。）。複数の地方公共団体が共同で申請をする場合には、連名で記載してください（記載順序は全国地方公共団体コード順とする。）。

なお、地域再生計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載等について変更を要請する場合がありますので、御了承ください。

記載例

- 政令指定都市・都道府県と同名の市の場合：〇〇市
- 上記以外の市の場合：〇〇県〇〇市
- 町村の場合：〇〇県〇〇郡〇〇町（村）
- 東京23区の場合：東京都〇〇区

(3) 「３　地域再生計画の区域」について

認定申請する地域再生計画の区域を記載してください。区域は、実際に事業を行う区域のみでなく、地域再生計画による取組の効果が波及する区域を設定してください。記載方法については、地域再生計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で誤解が生じないように定めてください（例：「〇〇市の全域」、「〇〇県〇〇郡〇〇町の区域の一部（△△地区）」等）。

(4) 「４　地域再生計画の目標」について

地域再生基本方針　１の内容（地域再生計画の意義及び目標）と地域再生計画の内容の整合性を勘案し、地域再生計画に記載された取組を通じて達成すべ

き目標を簡潔かつ端的に、次の【目標の設定に当たっての留意事項】を参考に、表を用いて記載してください。

その際、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。また、目標については、明確な見通しのもと、関係者とも事前に十分な調整を行った上で策定するよう努めてください。

加えて、構造改革特別区域計画等の他の計画を併せて認定申請しようとする場合は、それらの計画において実施される取組を含めた総論としての目標が記載されるようにしてください。

【目標の設定に当たっての留意事項】

一般的に、目標の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）な**アウトカム指標**を設定することが望ましいとされています。地域再生計画の目標の記載に当たっても、以下に記載するように、これに留意して設定するよう努めてください。

① 明確かつ具体的であること（Specific）

地域再生計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること（Measurable）

原則として定量的な指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間中や計画期間終了時等に、地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるようにしてください。

③ 達成可能であること（Achievable）

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること（Relevant）

地域再生基本方針１の内容（地域再生計画の意義及び目標）や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標と地域再生計画による具体的な取組との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること（Time-bound）

各目標について、いつまでに実現するのかを明確に記載してください。

具体的な目標の設定に当たっては、次の設定事例を参考にしてください。

①　「就業機会の創出」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア　Ａ事業による雇用創出数

：2018年度０人→2021年度141人（累計）

事業の名称	Ａ事業	基準年月
ＫＰＩ	雇用創出数	
申請時	０人	2019年３月
2019年度	19人	2020年３月
2020年度	46人	2021年３月
2021年度	76人	2022年３月

※目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指すＡ事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

イ　Ｂ事業によるサテライトオフィス利用の進出企業数

：2018年度０社→2021年度４社（累計）

事業の名称	Ｂ事業	基準年月
ＫＰＩ	サテライトオフィス利用の進出企業数	
申請時	０社	2019年３月
2019年度	０社	2020年３月
2020年度	１社	2021年３月
2021年度	３社	2022年３月

※目標設定の考え方

空き物件、遊休施設等をサテライトオフィスとして整備する事業を実施するに当たり、同事業による進出企業数を目標とするもの。毎年度、サテライトオフィス利用申請企業の登記状況を調査するとともに、外部有識者による評価を行う。

②　「経済基盤の強化」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア　Ｃ事業によるＤ町農業所得の増加

：2018年度０千円→2023年度5,500千円

事業の名称	Ｃ事業	基準年月
ＫＰＩ	Ｄ町農業所得 （果実類・芋類・野菜類）	
申請時	０千円	2019年３月
2019年度	4,500千円	2020年３月
2020年度	4,750千円	2021年３月
2021年度	5,000千円	2022年３月
2022年度	5,250千円	2023年３月
2023年度	5,500千円	2024年３月

※目標設定の考え方

公共下水道と浄化槽の整備により水質改善を図り、きれいな水による新鮮で安全な野菜の生産を目指す取組の実施に当たり、対象地域の農産物に係る農業所得の増加を目標とするもの。国の統計調査（生産農業所得統計調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による協議会において評価を行う。

イ　Ｅ事業による支援対象企業の製造品出荷額の増加

：2018年度０千円→2021年度21,000千円

事業の名称	Ｅ事業	基準年月
ＫＰＩ	支援対象企業の製造品出荷額	
申請時	０千円	2019年３月
2019年度	7,000千円	2020年３月
2020年度	14,000千円	2021年３月
2021年度	21,000千円	2022年３月

※目標設定の考え方

新商品開発、販路拡大等の支援により地域の稼ぐ力の向上を目指す取組の実施に当たり、支援対象企業の製造品出荷額の増加を目標とするもの。毎年度、国の統計調査（工業統計調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による審議会において評価を行う。

ウ　Ｆ事業によるＧ地域における観光入込客数

：2018年度11万人→2023年度20万人

事業の名称	Ｆ事業	基準年月
ＫＰＩ	Ｇ地域の観光入込客数	
申請時	11万人	2019年３月
2019年度	16万人	2020年３月
2020年度	17万人	2021年３月
2021年度	18万人	2022年３月
2022年度	19万人	2023年３月
2023年度	20万人	2024年３月

※目標設定の考え方

史跡周辺の景観整備・施設整備、ガイド育成、イベント開催等を通じて地域の観光振興を目指す事業を実施するに当たり、観光入込客数を目標とするもの。毎年度、特定主要施設及びイベントの入込客数を調査・集計するとともに、産官学金労言による委員会において評価を行う。

③　「生活環境の整備」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア　Ｈ事業によるＩ川（Ｊ地点）のBOD75%値の改善

：2018年度0.9mg/ℓ→2023年度0.5mg/ℓ

事業の名称	Ｈ事業	基準年月
ＫＰＩ	Ｉ川（Ｊ地点）のBOD75%値	
申請時	0.9mg/ℓ	2019年３月
2019年度	0.9mg/ℓ	2020年３月
2020年度	0.8mg/ℓ	2021年３月
2021年度	0.7mg/ℓ	2022年３月
2022年度	0.6mg/ℓ	2023年３月
2023年度	0.5mg/ℓ	2024年３月

※目標設定の考え方

生活雑排水が川に流入することを防止するために汚水処理施設を整備する事業を実

施するに当たり、特定地点でのBOD(生物化学的酸素要求量)75%値の改善を目標とするもの。中間年度及び計画期間終了後に、都道府県が実施する水質調査に基づき効果測定を行うとともに、関係機関・地域住民による地域再生協議会において評価を実施する。

イ　Ｋ事業によるＬ地域の地域コミュニティ組織数

: 2018年度0団体→2021年度30団体

事業の名称	Ｋ事業	基準年月
ＫＰＩ	Ｌ地域の地域コミュニティ組織数	
申請時	０団体	2019年３月
2019年度	10団体	2020年３月
2020年度	20団体	2021年３月
2021年度	30団体	2022年３月

※目標設定の考え方

地域コミュニティによる地域の自主活動、助け合い等を強化するためのコミュニティマネジャー養成事業を実施するに当たり、新規地域コミュニティ組織数を目標とするもの。毎年度、各地区に配置されたコミュニティ支援員に聞き取り調査を実施するとともに、産官学金労言による検証会議において評価を行う。

(5)「５　地域再生を図るために行う事業」について

①　「５－１　全体の概要」では、地域再生計画に記載した取組の全容（５－２以降に記載する事業の概要）が読み取れるように概要を記載してください（同一の地域再生計画内に各事業についての記載がある場合は、当該記載の転記又は引用でも差し支えありません。）。複数の事業が相まって効果を発揮することを想定している場合、総論としてそれぞれの事業の関連性について記載してください。

※　地域再生計画全体の概要ではございませんので御注意ください。

②　「５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業」では、

・　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）
・　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））に関連する寄附を行った法人に対する特例
・　地域再生支援利子補給金
・　特定地域再生支援利子補給金

・　小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
・　地方債の特例
・　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
・　地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
・　商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
・　地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置
・　自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
・　生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
・　地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
・　構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
・　中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
・　地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例
・　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

といった個々の取組ごとに、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に基づき記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

③　「５－３　その他の事業」のうち「５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置」では、連動施策のうち地域再生計画認定申請マニュアル（各論）でＢ又はＣから始まる支援措置番号が付されているものについて、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照し、必要となる事項を記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

④　「５－３　その他の事業」のうち「５－３－２　支援措置によらない独自の取組」では、５－３・５－３－１のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。

なお、地域再生計画の認定申請をするに当たっては、原則として地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れるように記載してください。また、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

(6) 「６　計画期間」について

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで）。計画期間の設定に当たっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間として概ね５年程度を設定してください。

(7) 「７　目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

次の【７の記載に当たっての留意事項】を参考に、地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「４　地域再生計画の目標」で前述したように、取組及び目標の効果測定に当たっては重要業績評価指標（ＫＰＩ）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

【７の記載に当たっての留意事項】

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

※　４で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。

※　目標数値については計画期間中、毎年把握に努めて頂くため、認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討するようにしてください。

※　目標の達成状況については、設定した全ての指標について測定するとともに評価を実施してください。

※　事業開始前の基準値及び目標に対する実績値については、同一の測定方法で実施してください。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

※　４で掲げる指標の評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※　評価は毎年度実施することに努めてください（少なくとも中間年度及び最終年度は実施してください。）。

７－３　目標の達成状況に係る公表の手法

※　７－１及び７－２で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

３－３　認定を受けた地域再生計画の公表について

地域再生基本方針５　３）　⑤において、透明性の確保の観点から、「認定を受けた地域再生計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい」としており、地域再生計画認定後は、当該地域再生計画を適切な方法により公表するよう努めてください。

３－４　章末書式

章末書式３－１　地域再生計画認定申請書（規則別記様式第１）　・・・・　３１

章末書式３－２　地域再生計画（規則別記様式第１）　・・・・・・・・・・　３２

章末書式３－３　地域再生計画の変更の認定申請書（規則別記様式第２）・　３３

章末書式３－４　地域再生計画の変更の認定申請書　別紙　・・・・・・・・　３４

（章末書式３－１　地域再生計画認定申請書（規則別記様式第１））

地域再生計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

地域再生法第５条第１項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（章末書式３－２　地域再生計画（規則別記様式第１））

地域再生計画

１　地域再生計画の名称

２　地域再生計画の作成主体の名称

３　地域再生計画の区域

４　地域再生計画の目標

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

６　計画期間

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

（章末書式３－３　地域再生計画の変更の認定申請書（規則別記様式第２））

地域再生計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第７条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

１．変更事項
地域再生計画「　　」に係る２の変更　【注：記載例】

２．変更の内容
別紙の新旧対照表のとおり。　【注：記載例】

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
　２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（章末書式３－４　地域再生計画の変更の認定申請書　別紙）

別紙

新　旧　対　照　表

（下線分は変更部分）

○　　(抄)

年　月　日認定
年　月　日変更認定

変更後	変更前

(2019年4月24日　適用)

第４章　地域再生協議会について

４－１　地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第１項）。

地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を活用して事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生協議会の組織を要請することができます（法第12条第５項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第６項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第７項）。

(1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
(2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

４－２　地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

(1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
(2) 協議会に加えるべき者の案
(3) 協議会における協議項目の概要

４－３　地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならず、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。

４－４　地域再生協議会の構成員について

①　必須の構成員

(1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体

(2) 地域再生推進法人

(3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利活動法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関等）

②　事業内容に応じて参加する構成員

(1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地域住民、医師会などの地域の医療・介護関係者等）

(2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※　地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③　構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第８項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該

申出に応ずることとなります（法第12条第９項）。

④　地域再生土地利用計画の作成に係る構成員

地域再生土地利用計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

(1) 都道府県知事

(2) 農業委員会（認定を受けた市町村に農業委員会が置かれていない場合を除く。）

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）

(4) 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。(5)において同じ。）

(5) 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（(4) の場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

(6) 地縁による団体（地方自治法第260条の２第１項に規定する地縁による団体であって、同条第２項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この(6)において同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者

(7) 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

⑤　生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

(1) 都道府県知事

(2) 法第17条の34の旅館業法の特例を利用する場合、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号。以下「厚労省令」という。）第１条第１項各号に規定される者

(3) 法第17条の33第２項及び第４項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第１条第２項に規定される者（任意）

⑥　地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る構成員

地域農林水産業振興施設整備計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

(1) 都道府県知事

(2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）

(4) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該土地を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。(5) において同じ。）

(5) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（(4) の場合を除く。）にあっては、土地改良区

４－５　その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

第５章　地域再生推進法人について

５－１　地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第１項）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第２項）。

(1) 地域再生推進法人の名称

(2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第３項及び第４項）。

５－２　地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

(1) 地域再生の事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行う

(2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する

(3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う

(4) 地域再生推進に関する調査研究を行う

(5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

５－３　地域再生推進法人の範囲について

法第19条に定める「特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（　）書きは根拠法令。

- 一般社団法人・財団法人（一般社団・財団法人法）
- 公益社団法人・公益財団法人（公益法人認定法）
- 特例民法法人（民法）
- 学校法人・準学校法人（私立学校法）
- 国立大学法人（国立大学法人法）
- 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- 社会福祉法人（社会福祉法）
- 医療法人（医療法）
- 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- 商工会（商工会法）
- 商工会議所（商工会議所法）
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）

第６章　地域再生の推進に係る提案制度について

６－１　趣旨について

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第４条の２の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する財政・金融・税制上の支援措置等、既存の施策体系の改善につながる提案を募集するものです。

６－２　提案の効果について

新たな措置に関する提案が、我が国の施策体系の改善といった制度改革に繋がり、地域の自主性・主体性のある地域再生を一層推進させることが重要です。

特に、国が新たな支援措置を講ずる場合は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする必要があります。

６－３　新たな措置の提案に関する手続について

地域再生の推進に資する施策の提案は、以下の手続により行います。

①　提案主体

地方公共団体、民間事業者、個人などどなたでも提案可能です。

②　提案募集の回数

毎年度１回行います。

③　募集時期・提案募集の様式

内閣府地方創生推進事務局のホームページをご確認ください。

ＵＲＬ　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html

④　提案に当たっての相談体制

内閣府地方創生推進事務局では、提案に向けた相談に応じるものとし、相談に当たって、必要な情報提供を関係府省庁から受けることになっています。

⑤　提案募集後の流れ

受け付けた提案については、内閣府地方創生推進事務局が実現に向けて関係省庁と調整を行い、必要な措置を講じることになります。

この場合、関係省庁の範囲は、各省庁の意見を聴いた上で内閣府地方創生推進事務局において決定します。

付録

付録　1

○　区域の図面

・地図Ａ：計画区域が、県や市町村全域の場合

・地図Ｂ：計画区域が、市町村の区域の一部の場合

付録　2

○　工程表

・一般的な工程表の作成例

付録　3

○　地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（案）

付録　4

○　地域再生計画本文の一般的な記載イメージ

付録　5

○　地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金のみ活用】

付録　6

○　地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生拠点整備交付金のみ活用】

付録　7

○　地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生応援税制のみ活用】

付録　8

○　「地域再生エリアマネジメント負担金制度」を活用する場合の地域再生計画本文の記載イメージ

付録 9

○ 「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

付録 10

○ 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

付録１

※地図は市町村の区域等が明示され、第三者が位置関係を理解できる内容となるよう配慮してください。

地図Ａ　計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
（計画の区域が、県や市町村の全域の場合）

（１）区域の図面
地図Ａ　計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
地域再生計画の名称：〇〇〇
地域再生計画の区域：〇〇市の全域

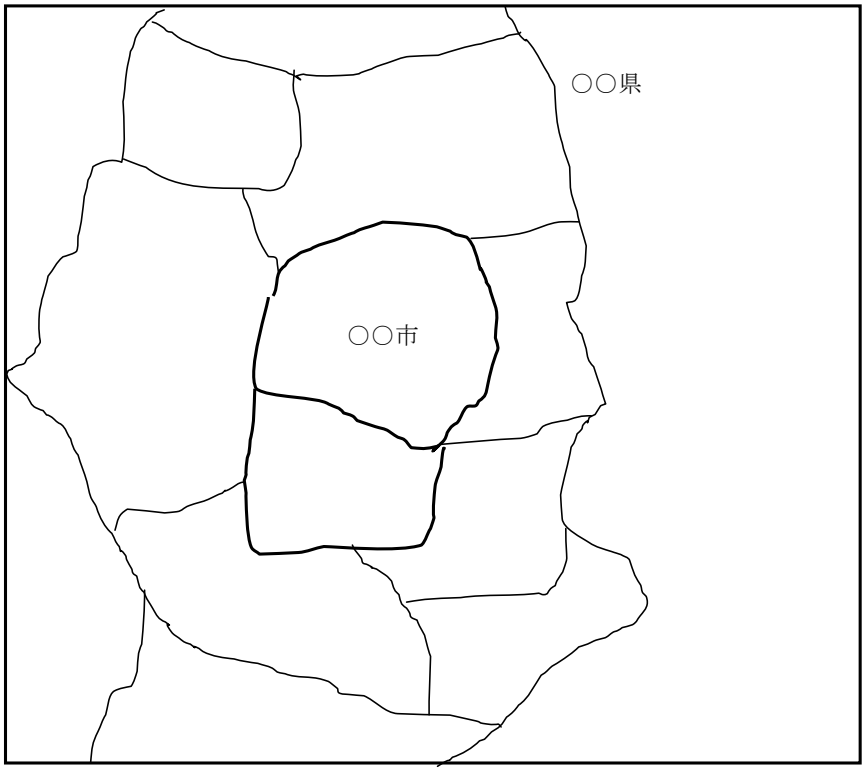

地図Ｂ　方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
（計画の区域が、市町村の区域の一部の場合）

地図Ｂ　方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
地域再生計画の名称：〇〇〇
地域再生計画の区域：〇〇市の区域の一部（〇〇）

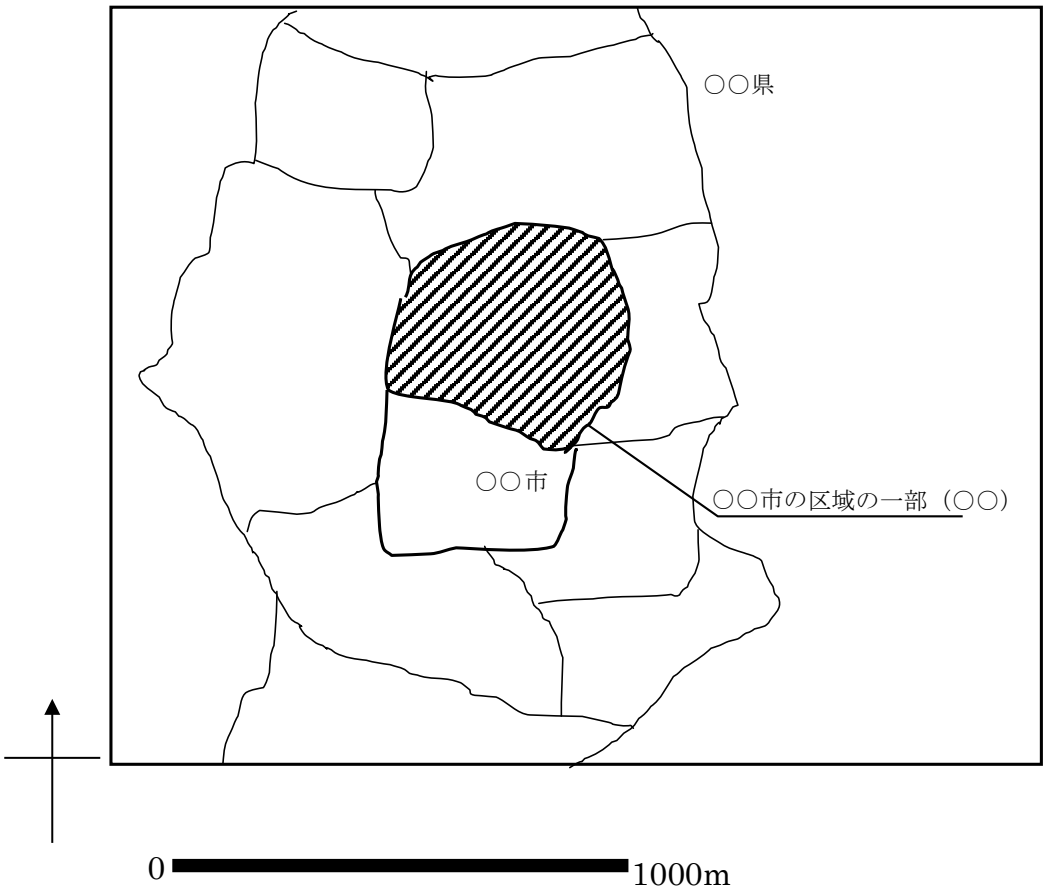

付録２

工程表（例）

各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるように記載して下さい。

また、工程表として図示するとともに、計画全体像が明らかになるように文章でも記述して下さい

工程表

区分	事業等の名称(番号)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	●年度
支援措置	地方創生推進交付金(A3007)	○観光PR事業 ・Web媒体・情報誌での特集掲載 ・SNSを活用した観光パッケージのプロモーション ・首都圏での誘客イベント開催		○インバウンド推進事業 ・○○地区の多言語化推進 ・通訳、コーディネータ等の人材育成			○○ブランドの構築と観光振興による交流人口の増加
支援措置	まち・ひと・しごと創生寄付金活用事業(A2007)		○○施設改修工事着工	○○エリア修景整備事業 ・眺望整備、休憩施設整備工事 ・アクセス改善(歩道空間整備)工事			
関連事業	魅力ある観光地づくり事業	アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議 HP・広報・ケーブルテレビによる情報発信					
関連事業	リーディングプロジェクト創造事業		文化芸術を通じた地域活性化に貢献する人材育成事業の実施		○○の文化芸術を活かしたアートイベントの開催		

(工程表の説明)
○地方創生推進交付金を活用した事業については、○○年度に○○し○○年度に○○を行うことで○○を図っていく。
○まち・ひと・しごと創生寄付金活用事業では、○○施設の改修工事を○○年度に実施し、あわせて○○年度に○○を行うことで○○を図る。
○関連事業については、○○年度に○○し○○年度に○○を行い、○○の効果を促進していく。

付録３

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。

○○市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第１項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第19条第１項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）定款

（２）登記事項証明書

（３）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（４）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（５）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

（６）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（７）地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面

（８）法第20条に規定する業務に関する計画書

（９）前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

（指定の基準等）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第１項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

（１）法第19条第１項に規定する法人又は会社であること。

（２）必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

（３）業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

２　市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第４条　法第19条第３項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第３号）により行うものとする。

２　地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）
第５条　地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。
２　地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

地域再生推進法人指定申請書

○○年○○月○○日

（あて先）○○市長　殿

法人の住所

法人の名称
代表者氏名　　印
事務所の所在地

地域再生法第19条第１項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

１　定款
２　登記事項証明書
３　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
４　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
５　前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
６　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
７　指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
８　指定後の予定業務に関する計画書
９　その他業務に関し参考となる書類

様式第２号（第３条関係）

地域再生推進法人指定書

○ ○ 市 第 ○ ○ 号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称　　様

○○市長　　印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果適正であるので、地域再生法第19条第１項の規定による地域再生推進法人として指定します。

１　指定番号：

２　法人の名称：

３　法人の住所：

４　事務所の所在地：

５　業務：

様式第３号（第４条関係）

名称等変更届出書

<table>
<tr><td colspan="3">○○年○○月○○日

（あて先）○○市長　　殿

地域再生推進法人の住所
地域再生推進法人の名称
代表者氏名　　印

地域再生法第19条第３項の規定により届け出ます。</td></tr>
<tr><td>指定年月日・指定番号</td><td colspan="2">○○年○○月○○日　○○市第○○号</td></tr>
<tr><td>変更予定年月日</td><td colspan="2">○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td>変更する事項</td><td colspan="2">□法人の名称 □住所 □代表者の氏名 □事務所の所在地 □その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　該当する□に，レ印を記入してください。

様式第４号（第４条関係）

業務変更報告書

○○年○○月○○日

（あて先）○○市長　　殿

地域再生推進法人の住所
地域再生推進法人の名称
代表者氏名　　印

○○市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	○○年○○月○○日　○○市第○○号	
変更予定年月日	○○年○○月○○日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

付録４

地域再生計画　記載例（共通）

この記載例は、一般的な地域再生計画の記載例です。

※１　活用する支援措置等により、記載内容が異なる場合がございますので、地域再生計画の作成に当たっては、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

※２　地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。

※３　数字は、１桁数字は全角、２桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

１　地域再生計画の名称

〇〇〇計画

・　地域再生計画の名称は、認定後、官報に掲載されます。

・　計画名称が２行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。

・　半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

２　地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇市

・　作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。

・　上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

３　地域再生計画の区域

〇〇市の全域

・　地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。

・　地方公共団体名の記載方法は、「２　地域再生計画の主体の名称」と同じです。

・　区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。

ページ番号を記載してください。

・　区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できる記載としてください（「〇〇の周辺」等、特定できない記載は認められません。）。

４　地域再生計画の目標

・　構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合は、それらも含めた総論としての目標を記載してください。
・　地域の現状と、これに紐づく地域の課題を的確に把握し、地域再生計画により解決する方法及び目標を記載してください。
・　できるだけ具体的に記載してください。

４－１　地域の現状

・　地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在化させて記載してください。
・　記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。
・　できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
・　図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

〇〇市は、〇〇県の山間部、〇〇市の北西に位置する町である。本市の〇％は森林区域であり、中心部を〇〇川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれている。

【産業】

本市は、江戸時代から〇〇川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の昭和〇年代には市民の約〇割である〇人が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、平成〇年代以降、輸入木材の台頭・後継者不足により林業は衰退し、平成〇年における木材出荷量は昭和〇年の〇割程度にとどまる。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（

ページ番号を記載してください。

平成〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、平成〇年には 昭和〇年比で総人口が約〇％減、生産年齢人口では〇％減となる見込みである。（[表１]参照）。

（図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。）

［表１］　〇市人口推移

出典：総務省「国勢調査」（平成〇年）

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（平成〇年）

４－２　地域の課題

- 地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
- 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に記載してください。
- できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

本市の人口は、４－１記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約〇割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、市内経済の衰退が懸念されている。人口の減少は、本市の基幹産業である林業の衰退に伴い、本市内の雇用の機会が減少したことで、若者の市外への流出（社会減）が進んだことが原因と考えられる。若者の雇用機会を創出し、生産年齢人口減少を食い止め、ひいては市内経済の衰退を防止することが、本市の課題である。

ページ番号を記載してください。

４－３　目標

・　「４－２地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。

・　目標は、定量的な指標（ＫＰＩ：数値目標）を記載してください。

・　指標（ＫＰＩ：数値目標）は可能な限り、割合（〇%増等）ではなく実数（〇千円の増等）とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。

【概要】

・　地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。

・　記載する取組は、５－２及び５－３の記載を踏まえたものとしてください。

記載イメージ

４－２に記載した課題に対応するため、本町の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、町内経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。あわせて、ＵＩＪターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

・　【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。

・　②「２地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地域再生基本方針及び地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。

・　５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。

・　目標値は、

　・　できる限り実数　　・　アウトカムベース　　・　明確かつ具体的

　・　測定可能　　・　達成可能

であるものを設定してください。

・　目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

ページ番号を記載してください。

記載イメージ

事業の名称	体験型森林ツーリズム事業	木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業	基準年月
ＫＰＩ	森林ツーリズム参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	０人	１億円	2019年３月
2019年度	1,000人	１億円	2020 年３月
2020年度	4,000人	１億2,000万円	2021 年３月
2021年度	8,000人	１億5,000万円	2022 年３月
2022年度	9,000人	１億6,000万円	2023 年３月
2023年度	10,000人	１億7,000万円	2024 年３月

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

・　５－２及び５－３に記載する事業の概要を端的に記載してください。

記載イメージ

本市は、山間部に所在しており、林業を基幹産業としてきた。しかしながら、平成〇年代以後は、輸入木材の台頭等により、林業が衰退したことで雇用の機会が減少し、生産年齢人口の流出が続いてきた。このまま人口減少が進むと、平成〇年には、本市の人口は昭和〇年比で約〇％減となる見込みである。本市の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、市内経済の活性化と雇用機会の創出を実現し、あわせてＵＩＪターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

ページ番号を記載してください。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

・　地域再生法（平成17年法律第24号）第５章に掲げる特別の措置を活用する場合に記載してください。

・　当該特別の措置は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【Ａ〇〇】であるものが該当します。

〇　●●●（〇〇省）：【Ａ〇〇】

・　活用する特別の措置ごとに区分して記載してください。活用する特別の支援措置が２つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2) 等ナンバリングし、記載してください。

・　具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

５－３　その他の事業

・　地域再生を図る事業として行う事業のうち、「５－２第５章の特別の措置を適用して行う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。

・　記載の対象となる事業は、地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第５章に掲げる特別の措置を除く施策及び「２地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

〇　●●●（〇〇省）：【Ｂ〇〇】

・　地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第５章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針５の５）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。

・　当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【Ｂ〇〇】又は【Ｃ〇〇】であるものが該当します。

・　活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が２つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2) 等ナンバリングし、記載してください。

・　具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

・　当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

ページ番号を記載してください。

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

・　実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が２つ以上ある場合は、それぞれに⑴、⑵ 等ナンバリングし、記載してください。

・　事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。

記載イメージ

○　若者移住定住促進補助金事業

①　事業概要

ＵＩＪターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで、生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

②　事業実施主体

○○県○○市

③　事業実施期間

2019年４月１日から2024年３月31日まで

６　計画期間

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

・　地域再生計画の計画期間は、概ね３から５年として設定してください。

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

・　「４－３目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。

・　評価を行う主体を明確にして記載してください。

記載イメージ

４に掲げるＫＰＩである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員（△×銀行○○支店役員、○○大学教授）により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

ページ番号を記載してください。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

・　評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。

・　評価は毎年度実施することに努めてください。

記載イメージ

毎年度○月に外部有識者（総合戦略策定委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

・　地方公共団体のＨＰ等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

記載イメージ

目標の達成状況については、検証後速やかに○○県○○市公式ＷＥＢサイト上で公表する。

ページ番号を記載してください。

第53回認定（2019年６月認定申請受付）用

付録5

地域再生計画の作成方法（ポイント集）

【地方創生推進交付金のみ活用】
（新規認定申請）

内閣府地方創生推進事務局

前回認定（第51回認定）からの変更点

前回認定（第51回認定）からの変更点は、次のとおりです。

○　地域再生計画の作成主体の名称の記載方法の変更

前回認定（第51回認定）では、地域再生計画の作成主体が「市」である場合は、市名のみの記載（都道府県名の記載は不要）としていましたが、作成主体を的確に特定するため、今回認定（第53回認定）からは、次のとおり取り扱います。

- 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合
  市名のみを記載する。
- 作成主体が都道府県・上記以外の市・町村の場合
  都道府県名から記載する。

ポイント集について

□　このポイント集は、地方創生推進交付金を活用するために地域再生計画を新規に作成する場合における、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。

□　１つの事業に対し、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併せて活用する場合における地域再生計画の作成又は変更については、「地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】（新規認定申請）又は（変更認定申請）」をご確認ください。

□　地方創生推進交付金の詳細は、認定申請を行う認定回における各事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）・（各論）、地方創生推進交付金制度要綱、2019年度地方創生推進交付金に関するＱ＆Ａ等をご確認ください。

□　認定申請に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年４月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）をご確認いただき、本申請期間中に認定申請をしてください。

□　地方創生推進交付金に係る実施計画等の作成及び提出に当たっては、当該実施計画等の作成及び提出に係る事務連絡をご確認ください。

地域再生計画の作成方法の概要

○　地方創生推進交付金を活用する場合の地域再生計画は、地方創生推進交付金に係る実施計画と記載事項・記載内容を可能な限り統一することで、ほとんどの項目について、当該実施計画からの転記で足りるように調整しています。

○　地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方創生推進交付金に係る実施計画から転記してください。

○　地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金以外の事項については、本ポイント集を参考に、独自に記載してください。

○　**地域再生計画の作成に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年４月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）別添申請様式04－01を必ず利用してください。**別添04－01以外の書式等による地域再生計画は、受け付けることができない場合があります。

○　地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を促進するため地方創生推進交付金を活用して行う事業について、地域再生計画においては**個別の企業名の記載は避けてください**。

凡例

地域再生計画	作成上の注意
… 4　地域再生計画の目標 4－1　地方創生の実現における構造的な課題 Ａ県ａ市、ｂ市及びｃ市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 4－2　地[illegible]創生として目指す将来像 当該地[illegible]おける… 転記後の記載	転記元の地方創生推進交付金実施計画 地方創生[illegible] ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 ②交付対象事業の背景・概要（各項目について簡潔に記載） <A. 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。 <B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 <C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地[illegible]産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立[illegible]社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニー[illegible]品の付加価値向上、〇〇事業に参画[illegible]地事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。 <D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> [illegible]整備等事業）とソフト事業との連携による高い相乗効果> ハード事業（施設整備等事業）の割合が5割以上（8割未満）の事業にあっては、「ソフト事業との連携による高い相乗効果」について記載すること。 転記する部分

作成する地域再生計画の抜粋

1　地域再生計画の名称

地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画 1　地域再生計画の名称① 〇〇計画 2　地域再生計画の作成主体の名称 Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 …	①　『地域再生計画の名称』 ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 〇　地域再生計画の名称は、認定時に官報に掲載されます。 〇　申請する計画の特徴・独自性を端的に表した名称としてください。 〇　交付金交付対象事業の名称と同一名称としても差し支えありません。 〇　認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称とすることはできません。 〇　改行せず、記載してください。 〇　半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでください。

2　地域再生計画の作成主体の名称

地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画 1　地域再生計画の名称 　○○計画 2　地域再生計画の作成主体の名称　② 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 …	**②　『地域再生計画の作成主体の名称』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　交付金交付対象事業の実施主体ではない地方公共団体が加わっていても差し支えありません。 ○　作成主体が都道府県の場合 　都道府県名を記載してください。 ○　作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合 　市名のみ記載してください（都道府県名は記載しないでください。）。 ○　作成主体が上記以外の市、東京23区又は町村の場合 　都道府県名から記載してください。

3　地域再生計画の区域

地域再生計画	作成上の注意
… 2　地域再生計画の作成主体の名称 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 3　地域再生計画の区域　③ 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市の全域 …	**③　『地域再生計画の区域』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。 ○　交付金交付対象事業を実施する区域と同一又は当該区域が含まれる区域を記載してください。 ○　地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。 ○　区域を地方公共団体の全域とする場合 　「○○の全域」と記載してください。 ○　区域を地方公共団体の一部とする場合 ・　「○○の区域の一部（○○地区）」等、区域が特定できるよう記載してください。 ・　「○○の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

4　地域再生計画の目標　４－１

地域再生計画	作成上の注意
…	④　『地方創生の実現における構造的な課題』

…

4　地域再生計画の目標

4－1 ④地方創生の実現における構造的な課題

Ａ県ａ市、ｂ市及びｃ市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4－2　地方創生として目指す将来像

当該地域における…

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要

②交付対象事業の背景・概要（各項目について簡潔に記載）	<A. 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）>
	当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>
	A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
	<C. 交付対象事業の概要>
	本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>
	（略）
	<E. ハード事業（施設整備等事業）とソフト事業との連携による高い相乗効果>
	（略）

4　地域再生計画の目標　４－２

地域再生計画	作成上の注意
…	⑤　『地方創生として目指す将来像　【概要】』

…

4　地域再生計画の目標

4－1　（略）

4－2　地方創生として目指す将来像

【概要】　⑤

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

【数値目標】

…

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要

②交付対象事業の背景・概要（各項目について簡潔に記載）	<A. 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）>
	当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>
	A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
	<C. 交付対象事業の概要>
	本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>
	（略）
	<E. ハード事業（施設整備等事業）とソフト事業との連携による高い相乗効果>
	（略）

4　地域再生計画の目標　４－２

地域再生計画

４－２　地方創生として目指す将来像

【概要】　（略）

【数値目標】⑥

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	2019年度増加分１年目	2020年度増加分２年目	2021年度増加分３年目	2022年度増加分４年目	2023年度増加分５年目	ＫＰＩ増加分の累計
新規創業件数（件）	0	2	2	5	5	7	21
新事業における新規雇用者数（人）	0	10	15	20	25	30	100
a市、b市及びc市への人口流入（人）	10	50	50	50	50	50	250

５　地域再生を…

作成上の注意

⑥　**『地方創生として目指す将来像　【数値目標】』**

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。
なお、地域再生計画独自の数値目標として、ＫＰＩの項目の追加や地方創生推進交付金実施計画を上回る数値の設定は差し支えありません。

【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（ＫＰＩ）、経費内訳、費用対効果分析等

KPI①（アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの）	新規創業件数	単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数	単位	人
KPI③	a市、b市及びc市への人口流入	単位	人
KPI④		単位	

（中略）

	事業開始前（現時点）	2019年度増加分（1年目）	2020年度増加分（2年目）	2021年度増加分（3年目）	2022年度増加分（4年目）	2023年度増加分（5年目）	KPI増加分の累計
KPI①【①】	0.00	2.00	2.00	5.00	5.00	7.00	21.00
KPI②【②】	0.00	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	100.00
KPI③【③】	10.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	250.00
KPI④【④】							0.00

○　不要な年度の欄は、削除してください。

5　地域再生を図るために行う事業　５－１

地域再生計画

…

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要　⑦

○○

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】

…

作成上の注意

⑦　**『全体の概要』**

● 転記なし・以下に注意して記載してください。

○　５－２及び５－３に記載する事業の内容を簡潔に記載してください。

○　次のような記載としても、差し支えありません。

・　地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進交付金事業のみである場合
「５－２の③のとおり。」

・　地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進交付金事業のほかにある場合（５－３に事業を記載する場合）
「５－２の③及び５－３のとおり。」

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
… ５　地域再生を図るために行う事業 ５－１　（略） ５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業 ⑧ ○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】 ①　事業主体　⑨ ２に同じ。	**⑧　『支援措置の名称』** ●　左欄赤枠内のとおり転記してください。 ○　１つの地域再生計画に複数の交付金交付対象事業を記載する場合（複数の地方創生推進交付金実施計画がある場合）は、「○」ではなく、(1)、(2)…と項番立てし、それぞれの事業に係る地方創生推進交付金実施計画の内容を元に記載してください。 **⑨　『事業主体』** ●　事業主体と地域再生計画の作成主体が同一である場合は、左欄青枠内のとおり転記してください。 ●　事業主体と地域再生計画の作成主体が異なる場合は、独自に記載してください。 ○　事業主体は、交付金交付対象事業の委託先ではありません（交付金の交付を受ける地方公共団体です。）。 ○　地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業 ○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】 ①　事業主体 ２に同じ。 ②　事業の名称　⑩ ○○資源を活用した××プロジェクト …	**⑩　『事業の名称』** ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：①交付対象事業の名称・連携先地方公共団体 単独広域 ／ 交付対象事業の名称 広域連携 ／ ○○資源を活用した××プロジェクト

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

①・②　（略）

③　事業の内容⑪

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

④　…

作成上の注意

⑪　『事業の内容』

●　以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要

②交付対象事業の背景・概要（各項目について簡潔に記載）	<A. 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
	<C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> （略）
	<E. ハード事業（施設整備等事業）とソフト事業との連携による高い相乗効果> （略）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

①～③　（略）

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】⑫

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、３年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。

なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

【官民協働】

…

作成上の注意

⑫　『自立性』

●　以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

	取組内容
(1)　自立性 〔先駆性のポイント〕 交付対象事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となるもの。 具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むもの。	自立性のポイント：事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

3～5年以内の自立化の見込み　（略）

自主財源の種類	自主財源の内容と実現方法
【A】（略）	（略）
【B】（略）	（略）
【C】（略）	（略）
【D】（略）	（略）

各年度における自主財源見込額	2019年度（1年目）	2020年度（2年目）	2021年度（3年目）	2022年度（4年目）	2023年度（5年目）	2024年度（6年目）
【A】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【B】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【C】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【D】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
合計	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
交付対象事業経費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
うちソフト事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
うちハード事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】　（略）

【官民協働】　⑬

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。

【地域間連携】　（略）

作成上の注意

⑬　『官民協働』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

		取組内容
(1) 自立性		（略）
(2) 官民協働（それぞれの役割を記載） 〔先駆性のポイント〕地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。	官民協働のポイント	： 生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。
	行政の役割	：（略）
	民間事業者の役割	：（略）
	金融機関・その他連携者の役割	：（略）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】・【官民協働】　（略）

【地域間連携】　⑭

〇〇の主要産地であるａ市、ｂ市及びｃ市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いａ市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、ｂ市及びｃ市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【政策間連携】　（略）

作成上の注意

⑭　『地域間連携』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

		取組内容
(1) 自立性　（略）		
(2) 官民協働　（略）		
(3) 地域間連携（各地方公共団体の役割を記載） 〔先駆性のポイント〕単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。	地域間連携のポイント	： 〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。
	地方公共団体名①及び役割	：（略）
	地方公共団体名②及び役割	：（略）
	地方公共団体名③及び役割	：（略）
	地方公共団体名④及び役割	：（略）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

④　事業が先導的であると認められる理由
【自立性】～【地域間連携】　（略）

【政策間連携】⑮

　○○産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、ＵＩＪターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

⑤　事業の実施状況に関する客観的な…

作成上の注意

⑮　『政策間連携』

●　以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

		取組内容
(1) 自立性　（略）		
(2) 官民協働　（略）		
(3) 地域間連携　（略）		
(4) 政策間連携（連携政策の効果とワンストップ化の内容を記載）	政策間連携のポイント	：○○産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。
〔先駆性のポイント〕 単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。	連携政策①	：（略）
	連携政策②	：（略）
	連携政策③	：（略）
	ワンストップ化の内容	：（略）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標
（重要業績評価指標（ＫＰＩ））　⑯

４－２の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制　⑰

【検証方法】

　毎年度、３月末時点のKPIの達成状況を○○企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

　推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

　毎年度、ホームページで公表する。

作成上の注意

⑯　『事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））』

●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。
　なお、４－２において、地域再生計画独自の数値目標を記載した場合は、地方創生推進交付金実施計画から転記してください（P.12を参照ください。）。

【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（ＫＰＩ）、経費内訳、費用対効果分析等

⑰　『評価の方法、時期及び体制』

●　以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制

外部組織による検証の有無	有	検証時期	年　月
検証方法	毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を○○企画部署が取りまとめる。		
外部組織の参画者	推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。		
検証結果の公表の方法	毎年度、ホームページで公表する。		

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
⑦　交付対象事業に要する経費 法第５条第４項第１号イに関する事業 【Ａ３００７】　⑱ 総事業費　〇千円 ⑧　事業実施期間 …	⑱　『事業費　法第５条第４項第１号イに関する事業』 ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等

（略）

	2019年度（1年目）	2020年度（2年目）	2021年度（3年目）	2022年度（4年目）	2023年度（5年目）	合計
交付対象事業経費【⑤】※2年目以降の交付額が担保されるわけではありません。	〇千円	〇千円	〇千円	〇千円	〇千円	〇千円
交付対象事業における単位当たりコスト【⑤/①】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
交付対象事業におけるハード事業経費【⑥】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
交付対象事業におけるハード事業比率【⑥/⑤】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
… ⑦　（略） ⑧　事業実施期間　⑲ 地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで ⑨　その他必要な事項　⑳ 特になし	⑲　『事業実施期間』 ●　交付対象事業が設定されている最終年度に係る年度末の日を青枠内に記載してください。 ○　始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。 ⑳　『その他必要な事項』 ●　記載事項がない場合は、左欄青枠内のとおり記入してください。

5　地域再生を図るために行う事業　５－３

地域再生計画	作成上の注意
5　地域再生を図るために行う事業 ５－１・５－２　（略） ５－３　その他の事業 ５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置　㉑ 該当なし ５－３－２　支援措置によらない独自の取組 (1)　○○事業　㉒ ア　事業概要 ○○のため、××を行う。 イ　事業実施主体 Ａ県 ウ　事業実施期間 ○年○月○日から○年○月○日まで	**㉑　『地域再生基本方針に基づく支援措置』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画認定申請マニュアル（各論）において、支援措置番号がＢ又はＣから始まる支援措置を活用する場合に記載してください。 ○　該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。 **㉒　『支援措置によらない独自の取組』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画で設定した目標を達成するために、地域再生計画を作成した地方公共団体が独自に実施する取組がある場合に記載してください。 ○　記載する場合は、事業概要、事業実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。 ○　該当する取組がない場合は、「該当なし」と記載してください。

6　計画期間

地域再生計画	作成上の注意
6　計画期間　㉓ 地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで 7　…	**㉓　『計画期間』** ●　５－２の⑧において設定した事業実施期間以後の日を**青枠内**に記載してください。 ○　始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。 ○　地域再生計画の計画期間は、概ね３～５年程度としてください。

7　目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7　目標の達成状況に係る評価に関する事項 ７－１　目標の達成状況に係る評価の手法　㉔ ５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。	**㉔　『目標の達成状況に係る評価の手法』** ●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。 ○　評価の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

7　目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7　目標の達成状況に係る評価に関する事項 7－1　（略） 7－2　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容 ㉕ 4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。 7－3　目標の達成状況に係る評価の公表の手法 ㉖ 5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。	**㉕　『目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容』** ●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。 ○　評価の時期及び評価を行う内容が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。 **㉖　『目標の達成状況に係る評価の公表の手法』** ●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。 ○　公表の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

内閣府地方創生推進事務局

第53回認定（2019年６月認定申請受付）用

付録6

地域再生計画の作成方法（ポイント集）

【地方創生拠点整備交付金のみ活用】

内閣府地方創生推進事務局

前回認定（第51回認定）からの変更点

前回認定（第51回認定）からの変更点は、次のとおりです。

○　地域再生計画の作成主体の名称の記載方法の変更

前回認定（第51回認定）では、地域再生計画の作成主体が「市」である場合は、市名のみの記載（都道府県名の記載は不要）としていましたが、作成主体を的確に特定するため、今回認定（第53回認定）からは、次のとおり取り扱います。

- 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合
  市名のみを記載する。
- 作成主体が都道府県・上記以外の市・町村の場合
  都道府県名から記載する。

ポイント集について

□　このポイント集は、地方創生拠点整備交付金を活用するために地域再生計画を新規に作成する場合における、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。

□　地方創生拠点交付金の詳細は、認定申請を行う認定回における各事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）・（各論）、地方創生拠点整備交付金制度要綱、地方創生拠点整備交付金に関するＱ＆Ａ等をご確認ください。

□　認定申請に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年４月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）をご確認いただき、本申請期間中に認定申請をしてください。

□　地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画等の作成及び提出に当たっては、当該施設整備計画等の作成及び提出に係る事務連絡をご確認ください。

地域再生計画の作成方法の概要

○　地方創生拠点整備交付金を活用する場合の地域再生計画は、地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画と記載事項・記載内容を可能な限り統一することで、ほとんどの項目について、当該施設整備計画からの転記で足りるように調整しています。

○　地域再生計画の記載事項のうち、地方創生拠点整備交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画から転記してください。

○　地域再生計画の記載事項のうち、地方創生拠点整備交付金以外の事項については、本ポイント集を参考に、独自に記載してください。

○　**地域再生計画の作成に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年４月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）別添申請様式04－02を必ず利用してください。**別添04-02以外の書式等による地域再生計画は、受け付けることができない場合があります。

凡例

地域再生計画	作成上の注意
… 4　地域再生計画の目標 4－1　地方創生の実現における構造的な課題 Ａ県ａ市、ｂ市及びｃ市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 4－2　地方創生として目指す将来像 当該地域における… 転記後の記載 作成する地域再生計画の抜粋	地方創生の実現における構造的な課題 ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください 転記元の地方創生拠点整備交付金施設整備計画 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景） 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。 地方創生の実現における構造的な課題 A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 交付対象事業の概要 本事業は、当県及び市において、地域の特産で〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社による…ティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げに…品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネ…に積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとし… 転記する部分

1　地域再生計画の名称

地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画 1　地域再生計画の名称 ① 〇〇計画 2　地域再生計画の作成主体の名称 Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 …	①　『地域再生計画の名称』 ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 〇　地域再生計画の名称は、認定時に官報に掲載されます。 〇　申請する計画の特徴・独自性を端的に表した名称としてください。 〇　交付金交付対象事業の名称と同一名称としても差し支えありません。 〇　認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一とすることはできません。 〇　改行せず、記載してください。 〇　半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでください。

2　地域再生計画の作成主体の名称

地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画 1　地域再生計画の名称 　○○計画 2　地域再生計画の作成主体の名称　② 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 …	**②　『地域再生計画の作成主体の名称』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　交付金交付対象事業の実施主体ではない地方公共団体が加わっていても差し支えありません。 ○　作成主体が都道府県の場合 　都道府県名を記載してください。 ○　作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合 　市名のみ記載してください（都道府県名は記載しないでください。）。 ○　作成主体が上記以外の市、東京23区又は町村の場合 　都道府県名から記載してください。

3　地域再生計画の区域

地域再生計画	作成上の注意
… 2　地域再生計画の作成主体の名称 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市 3　地域再生計画の区域　③ 　Ａ県並びにＡ県ａ市、ｂ市及びｃ市の全域 …	**③　『地域再生計画の区域』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。 ○　交付金交付対象事業を実施する区域と同一又は当該区域が含まれる区域を記載してください。 ○　地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。 ○　区域を地方公共団体の全域とする場合 　「○○の全域」と記載してください。 ○　区域を地方公共団体の一部とする場合 ・　「○○の区域の一部（○○地区）」等、区域が特定できるよう記載してください。 ・　「○○の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

4　地域再生計画の目標　４－１

地域再生計画

…

４　地域再生計画の目標

４－１④地方創生の実現における構造的な課題

Ａ県ａ市、ｂ市及びｃ市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

４－２　地方創生として目指す将来像

当該地域における…

作成上の注意

④　『地方創生の実現における構造的な課題』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等）

地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）
当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
地方創生の実現における構造的な課題
A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
交付対象事業の概要
本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

4　地域再生計画の目標　４－２

地域再生計画

…

４　地域再生計画の目標

４－１　（略）

４－２　地方創生として目指す将来像

【概要】⑤

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

【数値目標】

…

作成上の注意

⑤　『地方創生として目指す将来像　【概要】』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等）

地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）
当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
地方創生の実現における構造的な課題
A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
交付対象事業の概要
本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

4　地域再生計画の目標　４－２

地域再生計画

４－２　地方創生として目指す将来像

【概要】　（略）

【数値目標】⑥

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	2019年度増加分１年目	2020年度増加分２年目	2021年度増加分３年目	2022年度増加分４年目	2023年度増加分５年目	ＫＰＩ増加分の累計
新規創業件数（件）	0	2	2	5	5	7	21
新事業における新規雇用者数（人）	0	10	15	20	25	30	100
a市、b市及びc市への人口流入（人）	10	50	50	50	50	50	250

５　地域再生を…

作成上の注意

⑥　**『地方創生として目指す将来像　【数値目標】』**

●　以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。
なお、地域再生計画独自の数値目標として、ＫＰＩの項目の追加や地方創生拠点整備交付金実施計画を上回る数値の設定は差し支えありません。

【該当部分】：８．重要業績評価指標（ＫＰＩ）
（基金造成事業の場合は、９．重要業績評価指標（ＫＰＩ））

KPI①（アウトカムベース）	新規創業件数	単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数	単位	人
KPI③	a市、b市及びc市への人口流入	単位	人

（中略）

	事業開始前（現時点）	1年目 2019年度増加分	2年目 2020年度増加分	3年目 2021年度増加分	4年目 2022年度増加分	5年目 2023年度増加分	KPI増加分の累計
KPI①【①】	0.00	2.00	2.00	5.00	5.00	7.00	21.00
KPI②【②】	0.00	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	100.00
KPI③【③】	10.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	250.00

○　表の行は適宜加除してください。

5　地域再生を図るために行う事業　５－１

地域再生計画

…

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要　⑦

○○

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

○　地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【Ａ３００７（拠点整備）】

…

作成上の注意

⑦　**『全体の概要』**

●　転記なし・以下に注意して記載してください。

○　５－２及び５－３に記載する事業の内容を簡潔に記載してください。

○　次のような記載としても、差し支えありません。
「５－２の③及び５－３のとおり。」

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
… ５　地域再生を図るために行う事業 ５－１　（略） ５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業 ⑧ ○　地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【Ａ３００７（拠点整備）】 ①　事業主体　⑨ ２に同じ。	**⑧　『支援措置の名称』** ●　左欄赤枠内のとおり転記してください。 ○　地方創生拠点整備交付金はその他の支援措置との併用を行わないでください（ただし、地方創生応援税制と併用する場合を除く。）。 **⑨　『事業主体』** ●　事業主体と地域再生計画の作成主体が同一である場合は、左欄青枠内のとおり転記してください。 ●　事業主体と地域再生計画の作成主体が異なる場合は、独自に記載してください。 ○　事業主体は、交付金交付対象事業の委託先ではありません（交付金の交付を受ける自治体です。）。 ○　自治体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業 ○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７（拠点整備）】 ①　事業主体 ２に同じ。 ②　事業の名称　⑩ ○○資源を活用した××プロジェクト …	**⑩　『事業の名称』** ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】１．施設整備計画等の概要（１）施設整備計画の名称 （1）施設整備計画の名称 ○○資源を活用した××プロジェクト

5　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

③　事業の内容⑪

　本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

　なお、本事業は、地方創生拠点整備交付金基金を造成し、2020年度まで施設整備等を実施するものである。

④　…

作成上の注意

⑪　『事業の内容』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策①背景・概要等）

地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）
当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
地方創生の実現における構造的な課題
A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
交付対象事業の概要
本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

●　基金を造成する場合のみ
　上記による転記に続けて、左欄赤枠欄のとおり転記してください。

5　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

①～③　（略）

④　事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】⑫

　生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。

【政策間連携】

…

作成上の注意

⑫　『官民協働』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性）

(1) 官民協働
生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う
(2) 政策間連携
〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。
(3) 地域間連携
〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。
(4) 自立性
事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

④　事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】　（略）

【政策間連携】⑬

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、ＵＩＪターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

【地域間連携】　（略）

作成上の注意

⑬　『政策間連携』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性）

(1) 官民協働

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う

(2) 政策間連携

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

(3) 地域間連携

〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

(4) 自立性

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

…

④　事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】・【政策間連携】　（略）

【地域間連携】⑭

〇〇の主要産地であるａ市、ｂ市及びｃ市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いａ市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、ｂ市及びｃ市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【自立性】　（略）

作成上の注意

⑭　『地域間連携』

●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性
（基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性）

(1) 官民協働

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う

(2) 政策間連携

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

(3) 地域間連携

〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

(4) 自立性

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
… ④　事業が先導的であると認められる理由 【官民協働】～【地域間連携】　（略） 【自立性】⑮ 事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、３年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。 なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。 ⑤　事業の実施状況に関する客観的な…	**⑮　『自立性』** ●　以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：６．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性 （基金造成事業の場合は、７．施設の利活用方策（３）施設の利活用方策②先導性） (1) 官民協働 生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う (2) 政策間連携 〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。 (3) 地域間連携 〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。 (4) 自立性 事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標 （重要業績評価指標（ＫＰＩ））　⑯ ４－２の【数値目標】に同じ。 ⑥　評価の方法、時期及び体制 【検証方法】 毎年度、３月末時点のKPIの達成状況を〇〇企画部署が取りまとめる。 【外部組織の参画者】 推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。 【検証結果の公表の方法】 毎年度、ホームページで公表する。	**⑯　『事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））』** ●　左欄青枠内のとおり転記してください。 なお、４－２において、地域再生計画独自の数値目標を記載した場合は、地方創生拠点整備交付金実施計画から転記してください（P.11を参照ください。）。 【該当部分】：８．重要業績評価指標（ＫＰＩ） （基金造成事業の場合は、９．重要業績評価指標（ＫＰＩ）

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

⑥　評価の方法、時期及び体制　⑰

【検証方法】

毎年度、３月末時点のKPIの達成状況を○○企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

作成上の注意

⑰　『評価の方法、時期及び体制』

● 以下の**赤枠内**の内容をベースに左欄**青枠内**に記載してください。

【該当部分】：９．効果検証（基金造成事業の場合は、10．効果検証）

９．効果検証（単独申請）

（1）効果検証の時期

西暦　　年　　月

（2）効果検証の方法

毎年度、３月末時点のKPIの達成状況を○○企画部署が取りまとめる。

（3）効果検証の体制

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

※外部組織の参画者も含めてメンバーを記載してください。

（4）議会による効果検証

毎年度、ホームページで公表する。

※検証方法及び検証時期等を記載してください。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画

⑦　交付対象事業に要する経費

法第５条第４項第１号イに関する事業

【Ａ３００７】　⑱

総事業費　○千円

⑧　事業実施期間

…

作成上の注意

⑱　『事業費　法第５条第４項第１号イに関する事業』

● 以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：７．地域再生計画における全体事業費及び事業実施期間
（基金造成事業の場合は、８．地域再生計画における全体事業費及び事業実施期間）

７．地域再生計画における全体事業費及び事業実施期間

全体事業費		①施設整備等		②効果促進事業（設備整備等）		③効果促進事業（ソフト事業）
0千円	＝	0千円	＋	0千円	＋	千円

（記載要領）

1．効果促進事業（ソフト事業）に「（別添４）地方創生推進交付金を活用して実施する効果促進事業（ソフト事業）の実施計画」の「２．地方創生推進交付金を活用し、効果促進事業として実施するソフト事業」における「（１）ソフト事業の内容」に記載されたソフト事業の「全体」の合計額を記載して下さい。

2．全体事業費の金額（①＋②＋③）を地域再生計画の「交付対象事業に要する費用（総事業費）」に転記してください。

５　地域再生を図るために行う事業　５－２

地域再生計画	作成上の注意
… ⑦　（略） ⑧　事業実施期間 ⑲ 地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで ⑨　その他必要な事項 ⑳ 特になし	⑲　**『事業実施期間』** ●　左欄青枠内のとおり転記してください。 ○　地方創生拠点整備交付金事業は、５か年の事業とする必要があります。 ⑳　**『その他必要な事項』** ●　記載事項がない場合は、左欄青枠内のとおり記入してください。

５　地域再生を図るために行う事業　５－３

地域再生計画	作成上の注意
５　地域再生を図るために行う事業 ５－１・５－２　（略） ５－３　その他の事業 ５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置 ㉑ 該当なし ５－３－２　支援措置によらない独自の取組 ㉒ (1)　○○事業 ア　事業概要 ○○のため、××を行う。 イ　事業実施主体 Ａ県 ウ　事業実施期間 ○年○月○日から○年○月○日まで	㉑　**『地域再生基本方針に基づく支援措置』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画認定申請マニュアル（各論）において、支援措置番号がＢ又はＣから始まる支援措置を活用する場合に記載してください。 ○　該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。 ㉒　**『支援措置によらない独自の取組』** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　地域再生計画で設定した目標を達成するために、地域再生計画を作成した地方公共団体が独自に実施する取組を記載してください。 ○　地方創生拠点整備交付金事業は2019年度（基金を造成する場合は2020年度）までですが、ＫＰＩを５か年設定することとなるため、当該ＫＰＩを達成するための関連事業（2023年度まで）を必ず記載してください。

5　地域再生を図るために行う事業　５－３

地域再生計画	作成上の注意
５－３－２　支援措置によらない独自の取組 (1)　○○事業 ア　事業概要　㉓ ○○のため、××を行う。 イ　事業実施主体　㉔ Ａ県 ウ　事業実施期間　㉕ 2019年４月１日から2024年３月31日まで	**㉓　事業概要** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　⑥『数値目標』で設定した目標を達成するために、国の補助金等に依らず、地域再生計画を作成した地方公共団体が独自で取り組む事業について、簡潔に記載してください。 ○　必ず１つ以上の事業を記載してください。 **㉔　事業実施主体** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　独自で取り組む事業を実施する者を記載してください。 **㉕　事業実施期間** ●　転記なし・以下に注意して記載してください。 ○　５か年の期間を設定してください。

6　計画期間

地域再生計画	作成上の注意
6　計画期間　㉓ 地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで 7　…	**㉒　『計画期間』** ●　左欄青枠内のとおり転記してください。 ○　地方創生拠点整備交付金事業は、５か年の事業とする必要があります。

7　目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7　目標の達成状況に係る評価に関する事項 ７－１　目標の達成状況に係る評価の手法　㉔ ５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。	**㉓　『目標の達成状況に係る評価の手法』** ●　左欄青枠内のとおり転記してください。 ○　評価の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

7　目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7　目標の達成状況に係る評価に関する事項 7－1　（略） 7－2　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容 ㉕ 4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。 7－3　目標の達成状況に係る評価の公表の方法 ㉖ 5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。	㉕　**『目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容』** ●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。 ○　評価の時期及び評価を行う内容が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。 ㉖　**『目標の達成状況に係る評価の公表の方法』** ●　左欄**青枠内**のとおり転記してください。 ○　公表の方法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

第52回認定（2019年５月認定申請受付）用

付録７

地域再生計画の作成方法（ポイント集）

【地方創生応援税制のみ活用】

内閣府地方創生推進事務局

前回認定（第51回認定）からの変更点

前回認定（第51回認定）からの変更点は、次のとおりです。

○　地域再生計画の作成主体の名称の記載方法の変更

前回認定（第51回認定）では、地域再生計画の作成主体が「市」である場合は、市名のみの記載（都道府県名の記載は不要）としていましたが、作成主体を的確に特定するため、今回認定（第52回認定）からは、次のとおり取り扱います。

- 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合
  市名のみを記載する。
- 作成主体が都道府県・上記以外の市・町村の場合
  都道府県名から記載する。

ポイント集について

□　このポイント集は、地方創生応援税制を活用するために地域再生計画を作成し、又は変更する場合における、特に照会の多い事項や間違いの多い事項を中心に、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。

□　１つの事業に対し、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画の作成又は変更については、「地域再生計画の作成方法（ポイント集）（地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用）」をご確認ください。
　なお、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合と地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画の記載の主な相違点を巻末に参考として掲載しています。

□　地方創生応援税制の詳細は、認定申請を行う認定回における地域再生計画認定申請マニュアル（総論）・（各論）、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ等をご確認ください。

□　認定申請に当たっては、当該認定申請に係る事務連絡をご確認いただき、事前相談期間中に内閣府地方創生推進事務局までご相談いただくか、本申請期間中に認定申請をしてください。

１　地域再生計画の名称/２　地域再生計画の作成主体の名称/３　地域再生計画の区域

地域再生計画

1　地域再生計画の名称 ①
　○○町森林資源活用プロジェクト

2　地域再生計画の作成主体の名称 ②
　○○県○○郡○○町

3　地域再生計画の区域 ③
　○○県○○郡○○町の全域

4　…

①　『地域再生計画の名称』
- ○　認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称とすることはできません。
- ○　改行せず、記載してください。
- ○　半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでください。

②　『地域再生計画の作成主体の名称』
- ○　作成主体が**都道府県**の場合
　都道府県名を記載してください。
- ○　作成主体が**政令指定都市・都道府県と同名の市**の場合
　市名のみ記載してください（都道府県名は記載しないでください。）
- ○　作成主体が**上記以外の市、東京23区**又は**町村**の場合
　都道府県名から記載してください。

③　『地域再生計画の区域』
- ○　事業を実施する区域のみでなく、地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください。
- ○　区域を**地方公共団体の全域**とする場合：「○○の全域」と記載してください。
- ○　区域を**地方公共団体の一部**とする場合
  - ・「○○の区域の一部（○○地区）」等、区域が特定できるよう記載してください。
  - ・「○○の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

4　地域再生計画の目標４－１

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現状　④

〇町は、〇〇県の山間部、〇〇市の北西に位置する町である。本町の〇％は森林区域であり、中心部を〇〇川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれている。

この地理的・自然的特性を活かし、本町は、江戸時代から〇〇川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の昭和〇年代には町民の約〇割である〇人が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、平成〇年代以降、輸入木材の台頭・後継者不足により林業は衰退し、平成〇年における木材出荷量は昭和〇年の〇割程度にとどまる。

林業の衰退に伴い、本町の人口も〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（平成〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、平成〇年には昭和〇年比で総人口が約〇％減、生産年齢人口では〇％減となる見込みである。

④　『地域の現状』

〇　地域の課題（⑤『地域の課題』）や目標（⑥『目標』）の原因となる地域の現状について、【地理的及び自然的特性】【文化的所産】【人口】【産業】等の地域の特性、資源等を具体的に記載してください。その際、項目建てて記載しなくても差し支えありません。

〇　地域の課題や目標と関係のない地域の現状については、記載する必要はありません。

【地理的及び自然的特性】該当部分

【産業】該当部分

【人口】該当部分

〇　【文化的所産】については地域の課題及び目標と関連しないため、記載していない。

4　地域再生計画の目標４－１

【参考】地域の現状の記載

1　地域の現状の内容

地域の現状については、地域の特性、資源等のうち、

(1)　地域再生計画に基づき取り組む事業により、解決、解消若しくは改善したい地域の課題（地方創生に関するものに限る。）と関連するもの

(2)　地域再生計画に基づき取り組む事業において、利活用しようとするもの

をご記載ください。

特に(1)については、地域の課題を的確に把握するため、地域の課題の原因又は結果となっている地域の特性、資源等の状況について記載いただく必要があります。

具体的には、地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）に規定する地域再生の意義に照らし、地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材（人口）等の地域の特性、資源等を具体的に記載してください。

【地理的及び自然的特性】	【文化的所産】	【人口】	【産業】
地理的特性としては区域の所在、交通利便性、用地状況等、自然的特性としては当該区域の気候帯等が考えられます。	地域資源であり、かつ、地域の課題及び目標と関連するものを記載してください。有形無形を問わない文化財等のほか、歴史的事実等が考えられます。	交流人口、関係人口、生産年齢人口等、人口の区分を明らかにするとともに、その増減も社会増減か自然増減か、明らかにしてください。	地域の課題又は事業で利活用する資源等と関連する産業分野を記載してください。地域の雇用状況・経済状況についても、必要に応じて記載してください。

４　地域再生計画の目標　４－１

２　地域の現状の記載例

地域の現状は、それぞれの地域や事業内容によって異なります。
地域の課題を的確に把握するため、地域の現状を分析した上で記載してください。
なお、地域の課題により、次のような記載事項が考えられます。

実施する事業	地域の課題	記載する地域の現状			
		地理的及び自然的特性	文化的所産	人口	産業
結婚、出産又は育児等のための環境整備	就業機会の減少			○	○
移住定住促進	経済基盤の弱体化			○	○
人材育成及び確保	生活環境の悪化	○		○	
観光振興	経済基盤の弱体化	○	○		○
その他産業振興	就業機会の減少				○

上の表は、一般的な事例です。地域再生計画は、実際の課題及び取り組む事業内容に即して記載してください。
類似の事業であっても、地域の課題が異なれば、記載すべき地域の現状も異なりますのでご注意ください。

４　地域再生計画の目標４－２／４－３

４－２　地域の課題　⑤

本町の人口は、４－１記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約〇割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、町内経済の衰退が懸念されている。人口の減少は、本町の基幹産業である林業の衰退に伴い、本町内の雇用の機会が減少したことで、若者の町外への流出（社会減）が進んだことが原因と考えられる。若者の雇用機会を創出し、生産年齢人口減少を食い止め、ひいては町内経済の衰退を防止することが、本町の課題である。

４－３　目標

【概要】⑥

４－２に記載した課題に対応するため、本町の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、町内経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。あわせて、ＵＩＪターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

⑤　地域の課題

- ○　④『地域の現状』の原因となる、地域の課題を具体的に記載してください。
- ○　地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものとしてください。
- ○　財政難等、予算上の課題は、地域の課題とはなりませんが、財政難の原因である人口減少や産業の衰退等は、地域の課題となり得ます。

⑥　目標　【概要】

- ○　⑤『地域の課題』で分析した課題を解決するための取組を記載してください。
- ○　記載する取組は、５－２及び５－３を踏まえた内容としてください。
  青色波線部分…５－２の内容
  黄色波線部分…５－３の内容

4　地域再生計画の目標４－３/５　地域再生を図るために行う事業５－１

【数値目標】⑦

事業の名称	体験型森林ツーリズム事業	木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業	基準年月
ＫＰＩ	森林ツーリズム参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	０人	１億円	2019年１月
2019年度	1,000人	１億1,000万円	2020年３月
2020年度	4,000人	１億2,000万円	2021年３月
2021年度	8,000人	１億5,000万円	2022年３月

５　地域再生を図るために行う事業
５－１　全体の概要　⑧
５－２の③及び５－３のとおり。

○　ＫＰＩは、「**地方創生事業実施のためのガイドライン（平成30年４月内閣府地方創生推進事務局）**」を参考に設定してください。

⑦　【数値目標】

○　⑥『概要』で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。目標値は、
- できる限り実数
- アウトカムベース
- 明確かつ具体的
- 測定可能
- 達成可能

であるものを設定してください。

○　地域再生基本方針及び②『地域再生計画の作成主体の名称』に記載した作成主体の地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。

○　㉕『計画期間』で設定した終期まで設定してください。

⑧　全体の概要

○　５－２及び５－３に記載する事業の内容を簡潔に記載してください。

○　次のような記載としても、差し支えありません。
「５－２の③及び５－３のとおり。」

5　地域再生を図るために行う事業５－２

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業
○　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】
①　事業の名称　⑨
森林資源活用プロジェクト
ア　体験型森林ツーリズム事業
イ　木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業
②　事業区分　⑩
農林水産業の振興
③　…

○　５－２では、事業に小区分がある場合は、**青点線内**のように各区分の名称もあわせて記載してください。
○　ナンバリングは、ア、イ、…としてください。

⑨　事業の名称

○　申請する事業の特徴・独自性を端的に表した名称としてください。

⑩　事業区分

○　次の区分から、最も関連性が強い区分を１つ選択し、記載してください。

地域産業の振興	観光業の振興
農林水産業の振興	ローカルイノベーション
人材の育成･確保	移住･定住促進
生涯活躍のまち	少子化対策
働き方改革	小さな拠点
まちづくり（コンパクトシティ等）	

５　地域再生を図るために行う事業５－２

③　事業の内容

【事業の概要】⑪

ア　体験型森林ツーリズム事業

本町と林業組合、林業事業者が共同して、町内在住の林業従事者が体験型の森林ツーリズム（トレッキングや間伐体験等）のガイドを行う事業を実施する。この事業により、林業従事者の雇用の場の拡大と町内事業者の観光収入の増加を図る。

イ　（略）

【年度ごとの事業の内容】⑫

ア　体験型森林ツーリズム事業

（2019年度）

〇〇山のトレッキングルートの整備工事を実施するとともに、〇〇山における森林ツアーを実施する。首都圏で地方創生に関連するイベントに参加し、森林ツアーを実施していることをＰＲする。

イ　（略）

⑪　【事業の概要】

〇　事業実施期間中の事業内容を簡潔に記載してください。

〇　事業実施期間後（2020年度以後）も取組を継続する場合は、５－３に当該継続する取組を記載してください。

〇　事業の目的については記載する必要はありません。

⑫　【年度ごとの事業の内容】

〇　年度ごとに、いつ・誰が・何を行うのか（地方公共団体は何を実施するのか）等、事業主体を明確にした上で、具体的に記載してください。

〇　補助金等を交付する事業である場合は、補助先及び補助率を記載してください。

〇　事業実施期間後（2020年度以後）も取組を継続する場合は、５－３に当該継続する取組を記載してください。

５　地域再生を図るために行う事業５－２

④　地方版総合戦略における位置付け　⑬

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、森林資源を活用した交流人口拡大施策と木材製品の出荷促進施策を定めており、「森林保全・活用プロジェクト」は、これらを総合的に実施する事業である。また、総合戦略の基本目標として、年間観光入込客数（現状5,000 人→平成33年度30,000 人）、町内総生産額（現状50 億円→平成33年度80億円）を定めており、本プロジェクトは、まさにこの目標の達成に直接寄与するものである。

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））　⑭

事業の名称	体験型森林ツーリズム事業	木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業	基準年月
ＫＰＩ	森林ツーリズム参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	０人	１億円	2019年１月
2019年度	1,000人	１億1,000万円	2020年３月

⑬　地方版総合戦略における位置付け

〇　地方創生応援税制を活用する事業が、地方版総合戦略に記載されたどの事業に該当するか、どの基本目標に寄与するか、どのＫＰＩの達成に寄与するか、明らかにして記載してください。

⑭　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

〇　⑦『数値目標』と同様の観点で設定してください（同一のＫＰＩで差し支えありません。）。

〇　事業期間分（2019年度分）のＫＰＩを設定してください（計画期間ではありません。）。

５　地域再生を図るために行う事業５－２

⑥　事業費　⑮

ア　体験型森林ツーリズム事業　（単位：千円）

事業費の額	
2019年度	計
43,000	43,000

イ　（略）

⑦　申請時点での寄附の見込み ⑯　（単位：千円）

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
株式会社〇〇	20,000	20,000
製造業	100	100
サービス業	100	100
計	20,200	20,200

⑮　事業費

〇　年度ごとに、予算上の総事業費を記載してください（予算上の区分ごとに記載いただく必要はありません。）。

〇　複数の事業が１つのプロジェクトに包括される場合は、地方創生応援税制を活用する事業に係る費用のみを記載してください。

〇　予算額を記載してください（実際に確定した事業費ではありません。）。

⑯　申請時点での寄附の見込み

〇　具体的な企業名を記載する場合は、当該企業から地域再生計画に掲載することの了承をあらかじめ得てください。了承が得られなかった場合は、「製造業」等、業種を記載してください。

〇　申請時点において寄附の具体的な見込みが立っていない場合は、想定される額を記載してください。その際、寄附法人名には「－」を記載してください。

５　地域再生を図るために行う事業５－２

⑧　事業の評価の方法（ＰＤＣＡサイクル）

【評価の手法】⑰

事業のＫＰＩである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員（△×銀行〇〇支店役員、〇●大学教授）により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【評価の時期及び内容】⑱

毎年度〇月に外部有識者（総合戦略策定委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

【公表の方法】⑲

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇町公式ＷＥＢサイト上で公表する。

⑰　【評価の手法】

〇　⑭『事業の実施状況に関する客観的な指標』で設定したＫＰＩについて、地方公共団体以外の第三者が参画した評価組織による評価を受ける旨を記載してください。

⑱　【評価の時期及び内容】

〇　⑭『事業の実施状況に関する客観的な指標』で設定したＫＰＩについて、評価を毎年行うよう努めてください。

⑲　【公表の方法】

〇　地方公共団体のホームページ等、第三者がアクセスできる媒体で公表するよう努めてください。

５ 地域再生を図るために行う事業５－２/５－３

⑨ 事業実施期間 ⑳
〇年〇月から2020年３月まで

５－３ その他の事業

５－３－１ 地域再生基本方針に基づく支援措置 ㉑
該当なし

５－３－２ 支援措置によらない独自の取組

(1) 若者移住定住促進補助金事業

① 事業概要 ㉒
ＵＩＪターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで、生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

② 事業実施主体
〇〇県〇〇郡〇〇町

③ 事業実施期間
2019年４月１日から2022年３月31日まで

⑳ 事業実施期間
〇 事業実施期間の始期は、地域再生計画の認定後（2019年７月以後）としてください。
〇 地方創生応援税制の期限は、2020年３月31日までであるため、当該日以前を終期として記載してください。

㉑ 地域再生基本方針に基づく支援措置
〇 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）において、支援措置番号がＢ又はＣから始まる支援措置を活用する場合に記載してください。
〇 該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

㉒ 事業概要
〇 ⑦『数値目標』で設定した目標を達成するために、国の補助金等に依らず、地方公共団体が独自で取り組む事業について、簡潔に記載してください。
〇 必ず１つ以上の事業を記載してください。

５ 地域再生を図るために行う事業５－２/５－３/６ 計画期間/７目標の達成状況に係る評価に関する事項

② 事業実施主体 ㉓
〇〇県〇〇郡〇〇町

③ 事業実施期間 ㉔
2019年４月１日から2022年３月31日まで

６ 計画期間 ㉕
地域再生計画の認定の日から2022年３月31日まで

７ 目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１ 目標の達成状況に係る評価の手法 ㉖
５－２の⑧の【評価の手法】に同じ。

㉓ 事業実施主体
〇 独自で取り組む事業を実施する者を記載してください。

㉔ 事業実施期間
〇 2022年３月31日以後の終期を設定してください。

㉕ 計画期間
〇 ５－２及び５－３で設定した事業のうち最も終期が遅いものと揃えてください。
〇 地域再生計画は、おおむね３～５年とする必要があります。

㉖ 目標の達成状況に係る評価の手法
〇 地方創生応援税制事業と同一の評価の手法である場合は、「５－２の⑧の【評価の手法】に同じ。」と転記してください。

〇 ⑰『評価の手法』と異なる場合は、独自に記載してください。その際は、⑰と同様の観点で記載してください。

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項７－２/７－３

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容 ㉗

４－３の目標について、５－２の⑧の【評価の時期及び内容】に同じ。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法 ㉘

５－２の⑧の【公表の方法】に同じ。

㉗　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

○　地方創生応援税制事業と同一の評価の時期及び内容である場合は、「４－３の目標について、５－２の⑧の【評価の時期及び内容】に同じ。」と転記してください。

㉘　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

○　地方創生応援税制事業と同一の公表の方法である場合は、「５－２の⑧の【公表の方法】に同じ。」と転記してください。

○　⑱『評価の時期及び内容』又は⑲『公表の方法』と異なる場合は、それぞれ独自に記載してください。その際は、それぞれ⑱又は⑲と同様の観点で記載してください。

参考　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

□　地方創生推進交付金を活用する事業に係る事業費の地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合（以下「地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合」といいます。）における地域再生計画は、地方創生推進交付金のみを活用する場合における地域再生計画の記載に、地方創生応援税制特有の事項を追記する形で作成します。

□　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画と地方創生推進交付金のみを活用する場合における地域再生計画の記載の主な相違点は以下のとおりです。

□　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画を実際に作成し、又は変更する場合は、地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】（新規認定申請）又は（変更認定申請）をご参照ください。

参考　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画

地域再生計画

1　地域再生計画の名称
　○○○○○○○○○○
2　地域再生計画の作成主体の名称
　○○市
3　地域再生計画の区域
　○○市の全域
4　地域再生計画の目標
　4－1　地方創生の実現における構造的な課題
　　○○
　4－2　地方創生として目指す将来像
　　【概要】
　　○○
　　【数値目標】

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	○年度増加分１年目	○年度増加分２年目	○年度増加分３年目	KPI増加分の累計

5　地域再生を図るために行う事業
　5－1　全体の概要
　　5－2の③及び5－3のとおり。
　5－2　第５章の特別の措置を適用して行う事業
　○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】
　○　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】　①
　　①　事業主体
　　○○
　　②　事業の名称
　　○○

地方創生推進交付金のみ活用と異なる点

③　事業の内容
　○○
④　事業が先導的であると認められる理由
　【自立性】
　○○
　【官民協働】
　○○
　【地域間連携】
　○○
　【政策間連携】
　○○
⑤　重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月
　4－2の【数値目標】に同じ。
⑥　評価の方法、時期及び体制
　【検証方法】
　○○
　【外部組織の参画者】
　○○
　【検証結果の公表の方法】
　○○

地方創生推進交付金のみ活用と異なる点

②
⑦　事業費　（単位：千円）

事業	○年度	○年度	○年度	総事業費
法第５条第４項第１号イに関する事業				
うち法第５条第４項第２号に関する事業				

③
⑧　事業実施期間
・　法第５条第４項第１号イに関する事業
　地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで
・　法第５条第４項第２号に関する事業
　地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

⑨　その他必要な事項
④
　ア　法第５条第４項第２号に関する事業としての事業区分
　　○○
⑤
　イ　申請時点での寄附の見込み（単位：千円）

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
計		

5－3　その他の事業
　5－3－1　地域再生基本方針に基づく支援措置
　　○○
　5－3－2　支援措置によらない独自の取組
　　(1)　○○事業
　　①　事業概要
　　○○
　　②　実施主体
　　○○
　　③　事業実施期間
　　○年○月○日から○年○月○日まで
6　計画期間
　地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで
7　目標の達成状況に係る評価に関する事項
　7－1　目標の達成状況に係る評価の手法
　　5－2の⑥に掲げる【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。
　7－2　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
　　4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価手法により行う。
　7－3　目標の達成状況に係る評価の公表の手法
　　5－2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。

参考　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

○　「法第５条第４項第１号イに関する事業」欄の記載方法は、地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制　併用】を確認してください。

地域再生計画

5－2　第５章の特別の措置を適用して行う事業
○　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】
○　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】　①

⑦　事業費

（単位：千円）

事業	2019年度	2020年度	2021年度	総事業費
法第５条第４項第１号イに関する事業	1,555	1,000	1,500	4,055
② うち法第５条第４項第２号に関する事業	778			1/2　778

1/2

注意点

①　**支援措置の名称**
●左欄**赤枠内**のとおり転記してください。

②　**事業費　うち法第５条第４項第２号に関する事業**
※　記載例は、2019年度からの３か年事業の場合です。
●　「法第５条第４項第１号イに関する事業」欄の「2019年度」欄（**赤枠**）の金額の**１/２の額**を**青枠内**に記載してください。
○　当該１/２の額が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費です。
○　千円未満の額が生じた場合は、切り上げてください。
○　地方創生応援税制の期限は、2020年３月31日までであるため、2020年度以後の事業費は記載しないでください。

参考　地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

地域再生計画

⑧　事業実施期間

・　法第５条第４項第１号イに関する事業
　地域再生計画の認定の日から2022年３月31日まで

③ ・　法第５条第４項第２号に関する事業
　地域再生計画の認定の日から2020年３月31日まで

⑨　その他必要な事項

④ ア　法第５条第４項第２号に関する事業としての事業区分
　地域産業の振興

⑤ イ　申請時点での寄附の見込み　（単位：千円）

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
株式会社○○	500	500
製造業	100	100
サービス業	100	100
計	700	700

注意点

③　事業実施期間　法第５条第４項第２号に関する事業

- 新規認定申請の場合は、左欄**青枠内**のとおり転記してください。
- 変更認定申請の場合は、次のとおり記載してください。
  「2019年５月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2020年３月31日まで」

④　法第５条第４項第２号に関する事業としての事業区分

- 本ポイント集の「⑩　事業区分」のとおり記載してください。その際、地方創生推進交付金の事業分野と齟齬が生じないよう注意してください。

⑤　申請時点での寄附の見込み

- 本ポイント集の「⑯　申請時点での寄附の見込み」のとおり記載してください。

内閣府地方創生推進事務局

付録８

地域再生計画　記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）

この記載例は、地域再生エリアマネジメント負担金制度に関する地域再生計画の記載例です。
※１　活用する支援措置等により、記載内容が異なる場合がございますので、地域再生計画の作成に当たっては、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
※２　地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
※３　数字は、１桁数字は全角、２桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

１　地域再生計画の名称

〇〇地域再生エリアマネジメント計画

・　地域再生計画の名称は、認定後、官報に掲載されます。
・　計画名称が２行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。
・　半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

２　地域再生計画の作成主体の名称

〇〇市

・　作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
・　上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

３　地域再生計画の区域

〇〇市の全域

〇〇市の区域の一部（〇〇地区）

・　地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。また、地域来訪者等利便増進活動などの事業を実施する区域を漏れなく含む範囲を設定してください。）。
・　既にまちづくり活動が行われている区域や、他のまちづくりに関する法律や計画により位置付けられた区域と整合させれば、より合理的な区域設定となり、まちづくりの一貫性を高められると考えられます。
・　地方公共団体名の記載方法は、「２　地域再生計画の主体の名称」と同じです。
・　区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。
・　区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が

特定できる記載としてください（「〇〇の周辺」等、特定できない記載は認められません。）

４　地域再生計画の目標

・　地域の現状と、これに紐づく地域の課題を的確に把握し、地域再生計画により解決する方法及び目標を記載してください。
・　できるだけ具体的に記載してください。

４－１　地域の現状

・　地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在化させて記載してください。
・　記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。
・　できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
・　図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

〇〇市は、〇〇県、〇〇市の北西に位置する。本市の〇%は市街化区域であり、市域の東部は〇〇湾に面し、沿岸南東部にかけて工業地帯が広がる。

【産業】

本市の中心地〇〇周辺では〇〇製品を取り扱う〇〇関連企業が立地してきた。発達・集積してきた〇〇業は〇〇の商業を支え、〇〇年の〇〇業年間商品販売額は全国の都道府県の中で〇位と大きな比重を占めた。その後、〇〇産業の衰退や事業所の東京移転などもあり、直近の業種別販売額で〇〇製品は〇割弱にとどまる。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（平成〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、平成〇年には 昭和〇年比で総人口が約〇%減、生産年齢人口では〇%減となる見込みである。（[表１]参照）。

（図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。）

［表１］　〇市人口推移

出典：総務省「国勢調査」（平成〇年）

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（平成〇年）

４－２　地域の課題

・　地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
・　地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に記載してください。
・　できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
・　図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

本市の人口は、４－１記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約〇割となっており、特に東京圏などの大都市圏へ〇年連続の転出超過を記録するなど、人口減少・高齢化の傾向が続く中、人口移動の面で厳しい状況にある。

こうした状況の中、〇〇地区は、本市の中心市街地として、都市の魅力や国際競争力を高め、経済活動を牽引する中心的な役割を担う地区として、これまで〇〇などの施策を行ってきた。また、近年では民間団体が主体となり、〇〇などのエリアマネジメント活動を行うことにより、新たに人の流れが創出され、まちに賑わいを呼んでいる。このように、地域価値を向上させ、来訪者・滞在者の増加を通じて地域の収益力の向上を図る、地域再生を実現する取組み進められているところである。

一方こうした活動の主たる担い手となる団体の資金構成は、会員企業からの会費が大半を占め、また活動団体の組織としても特定の企業からの派遣者が業務を担っており、活動のための自主財源や有能なマネジメント人材が確保される仕組みが不足し、自律的かつ持続的な好循環が確立されていないことが課題となっている。

４－３　目標

・　「４－２地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。
・　目標のうち、地域来訪者等利便増進活動に係る部分については、エリアマネジメントを通じて達成すべき数値目標を設定するよう努めてください。
・　目標は、定量的な指標（ＫＰＩ：数値目標）を記載してください。
・　指標（ＫＰＩ：数値目標）は可能な限り、割合（〇%増等）ではなく実数（〇千円の増等）とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。

【概要】

・　地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
・　記載する取組は、５－２及び５－３の記載を踏まえたものとしてください。
・　地域来訪者等利便増進活動に係る部分については、経済効果の増進や、就業機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度として掲げる目標を記載して下さい。

記載イメージ

４－２に記載した課題に対応するため、エリアマネジメント団体の財源確保及び官民連携のまちづくりの推進を図るとともに、エリアマネジメント活動による来訪者・滞在者の利便性向上などにより、新たな賑わいを創出しまちを活性化することを目標とする。

【数値目標】

- 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- 地域再生基本方針及び「２地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- 目標値は、
  - できる限り実数　・アウトカムベース　・明確かつ具体的
  - 測定可能　・達成可能

  であるものを設定してください。
- 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。
- 地域来訪者等利便増進活動に関する事項と地方創生推進交付金事業を併用する場合で、それぞれの数値目標が異なるときは、整合性を取りつつ両方の目標を1つの表にまとめて記載してください。

記載イメージ

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目
○○○（単位）			
※不要な欄は削除してください。			

2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分の累計

（ＫＰＩの例）

- 歩行者交通量増、地域への交通機関利用者増、駐車場利用台数増
- 地域の売上高増、立ち寄り箇所の増、滞在時間の増

・　歩行者空間の魅力度向上（アンケート）
・　イベント開催件数
・　設立した法人の数

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

・　５－２及び５－３に記載する事業の概要を端的に記載してください。
・　次のような記載としても差し支えありません。
●　地域再生計画に記載する事業が地域来訪者等利便増進活動に関する事項のみの場合
　５－２の(1) のエのとおり。
●　地域再生計画に記載する事業が地域来訪者等利便増進活動に関する事項及び地方創生推進交付金事業の場合
　５－２の(1) のエ及び(2) のウのとおり。
●　地域再生計画に記載する事業が地域来訪者等利便増進活動に関する事項及び地方創生推進交付金事業のほか、５－３に記載する事業もある場合
　５－２の(1) のエ及び(2) のウ並びに５－３のとおり。

記載イメージ

〇〇地区のエリアマネジメント活動に、地域再生エリアマネジメント負担金制度を導入し〇〇、〇〇などまちに新たな賑わいを創出し、地域価値を向上する取り組みを進める。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

・　地域再生法（平成17年法律第24号）第５章に掲げる特別の措置を活用する場合に記載してください。
・　当該特別の措置は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【Ａ〇〇】であるものが該当します。
・　活用する特別の措置ごとに区分して記載してください。活用する特別の支援措置が２つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2) 等ナンバリングし、記載してください。
・　具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

(1) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（内閣府・国土交通省）:【Ａ3012】

①　地域来訪者等利便増進活動の内容

〇〇、〇〇等の活動

②　地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

〇〇駅周辺、〇〇地区

③　地域来訪者等利便増進活動実施団体

○○

④　地域再生エリアマネジメント負担金制度導入に向けた取組

記載イメージ

○～○年度にかけて、○○地区内の○○において社会実験を実施し、地域来訪者等利便増進活動として想定するエリアマネジメント活動による経済効果を把握し、地域来訪者等利便増進活動計画を策定する。

地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入は、○年度を予定。

⑤　重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月

記載イメージ

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目
○○○（単位）			
※不要な欄は削除してください。			

2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分の累計

・　４の４－３と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

４の４－３の【数値目標】に同じ。

⑥　事業実施期間

地域再生計画の認定の日から○○年○月○日まで

(2) 地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】

・　地方創生推進交付金事業に係る記載方法は、地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金のみ活用】をご参照ください。

①　事業主体

○○市

②　事業の名称

〇〇〇

③　事業の内容

〇〇〇

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

〇〇〇

【官民協働】

〇〇〇

【地域間連携】

〇〇〇

【政策間連携】

〇〇〇

⑤　重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月

・　４の４－３と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

４の４－３の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

〇〇〇

【外部組織の参画者】

〇〇〇

【検証結果の公表の方法】

〇〇〇

⑦　交付対象事業に要する経費

・　法第５条第４項第１号イに関する事業【Ａ３００７】

総事業費　〇〇千円

⑧　事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

⑨　その他必要な事項

特になし

５－３　その他の事業

・　地域再生を図る事業として行う事業のうち、「５－２第５章の特別の措置を適用して行う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。
・　記載の対象となる事業は、地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第５章に掲げる特別の措置を除く施策及び「２地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

○　●●●（○○省）：【Ｂ○○】

・　地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第５章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針５の５）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
・　当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【Ｂ○○】又は【Ｃ○○】であるものが該当します。
・　活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が２つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2) 等ナンバリングし、記載してください。
・　具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
・　当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

・　実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が２つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2) 等ナンバリングし、記載してください。
・　事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。

記載イメージ

○　○○事業

①　事業概要

○○により○○を○○することで、○○を○○し、○○を目標とする。

②　事業実施主体

○○市

③　事業実施期間

○○年○月○日から○○年○月○日まで

６　計画期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

・　地域再生計画の計画期間は、概ね３年から５年として設定してください。

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

・　「４－３目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
・　評価を行う主体を明確にして記載してください。

記載イメージ

４に掲げるＫＰＩ〇〇について、実績値を公表する。また、〇〇委員により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

・　評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。
・　評価は毎年度実施することに努めてください。

記載イメージ

毎年度〇月に外部有識者（〇〇委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

・　地方公共団体のＨＰ等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

記載イメージ

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇市公式ＷＥＢサイト上で公表する。

付録９

地域再生計画　記載例（商店街活性化促進事業）

この記載例は、商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置に係る地域再生計画の記載例です。

※１　地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。

※２　数字は、１桁数字は全角、２桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

１　地域再生計画の名称

〇〇〇

・　地域再生計画の名称は、認定後、官報に掲載されます。

・　計画名称が２行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。

・　半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

２　地域再生計画の作成主体の名称

〇〇市

・　作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。

・　上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

３　地域再生計画の区域

〇〇市の区域の一部（〇〇地区）

・　地方公共団体の全部又は一部の区域であって、当該地方公共団体が商店街の活性化を通じて地域再生を図ろうとする区域を合理的な範囲で特定する必要があります。具体的には、当該商店街及びその活性化による経済効果の波及や生活の利便性向上が見込まれる周辺地域を地域再生計画の区域としてください。

・　地方公共団体名の記載方法は、「２　地域再生計画の主体の名称」と同じです。

・　区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。

・　区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域

ページ番号を記載してください。

が特定できる記載としてください（「〇〇の周辺」等、特定できない記載は認められません。）。

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現状

〇〇〇

・　「４－２　地域の課題」に記載する、地域再生計画に基づき取り組む事業により解決、解消又は改善したい地域の課題に関連する地域の特性、資源等又は当該事業において利活用しようとする地域の特性、資源等を具体的かつ定量的に記載してください。

・　地域の特性、資源等は、地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等、顕在化させて記載してください。

・　記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。

・　図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

４－２　地域の課題

〇〇〇

・　「４－１　地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、地域再生計画に基づき取り組む事業を通じて解決しようとする地域の課題を的確に把握し、具体的かつ定量的に記載してください。

・　図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

４－３　目標

・　「４－２地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。

・　目標のうち、商店街活性化促進事業に係る部分については、地域の商業活動の状況等を踏まえ、商店街活性化促進事業を通じて達成すべき数値目標を設定するよう努めてください。

・　具体的な数値目標の設定に当たっては、計画区域における売上高に関する目標を定めることが望ましいです。これに加え、地域の特性を考慮した上で、来街者の増加数、空き店

ページ番号を記載してください。

舗の減少数等の目標を定めることも考えられます。

【概要】

〇〇〇

・　地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。

・　記載する取組は、５－２及び５－３の記載を踏まえたものとしてください。

・　商店街活性化促進事業に係る部分については、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」又は「生活環境の整備」に資する程度として掲げる目標を記載してください。

【数値目標】

ＫＰＩ	事業開始前（現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目
〇〇〇（単位）			
※不要な欄は削除してください。			

2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分の累計

・　【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。

・　５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。

・　目標値は、

・　できる限り実数　　・　アウトカムベース　　・　明確かつ具体的

・　測定可能　　・　達成可能

であるものを設定してください。

・　目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

ページ番号を記載してください。

・　商店街活性化促進事業と地方創生推進交付金事業を併用する場合で、それぞれの数値目標が異なるときは、整合性をとりつつ両方の目標を１つの表にまとめて記載してください。

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

５－２の(1) のエ及び(2) のウ並びに５－３のとおり。

・　５－２及び５－３に記載する事業の概要を端的に記載してください。

・　次のような記載としても差し支えありません。

●　地域再生計画に記載する事業が商店街活性化促進事業のみである場合

５－２の(1) のエのとおり。

●　地域再生計画に記載する事業が商店街活性化促進事業及び地方創生推進交付金事業である場合

５－２の(1) のエ及び(2) のウのとおり。

●　地域再生計画に記載する事業が商店街活性化促進事業及び地方創生推進交付金事業のほか、５－３に記載する事業もある場合

５－２の(1) のエ及び(2) のウ並びに５－３のとおり。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（内閣府・経済産業省）：【Ａ３０１３】

ア　本事業に係る商店街活性化促進区域を設定する地域

〇〇〇商店街（〇市〇〇）

イ　事業の名称

〇〇事業

ウ　事業の基本的な方針

〇〇〇

・　商店街の現状・課題を踏まえた、商店街活性化の方向性を記載してください。

なお、商店街活性化促進事業計画に記載することとしている「商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針」の考え方の基本となるものであり、可能な限り具体的に記載することが望ましいです。

ページ番号を記載してください。

エ　事業の内容

・　上記で記載した現状・課題、商店街活性化の方針を踏まえて、商店街活性化に向けて実施することを想定している取組内容をできるだけ具体的に記載してください。以下の記載例では、商店街活性化促進事業計画に概ね記載するものとされている事項を項目建てして記載していますが、まとめて記載いただいても差し支えありません。ただし、その場合であっても、どのような取組に対してどのような法律に基づく支援措置を適用するかがわかる程度に具体的に記載してください。

記載例

(ｱ) ウに掲げる基本的な方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者に対する支援に関する事項

ａ　適合事業の実施に必要な情報の提供に関する事項

○○○

ｂ　アに掲げる区域内の建築物又は土地であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないものに関する所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得についてのあっせんに関する事項

○○○

ｃ　新商品の開発又は販売、新たな役務の開発又な提供その他の需要の拡大のために要する費用の補助に関する事項

○○○

(ｲ) (ｱ) のほか事業の実施のために必要な事項

○○○

オ　重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月

ＫＰＩ	事業開始前 （現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目
○○○（単位）			
※不要な欄は削除してください。			

ページ番号を記載してください。

2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分 の累計

・　４の４－３と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

４の４－３の【数値目標】に同じ。

カ　事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇〇年〇月〇日まで

(2) 地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】

・　地方創生推進交付金事業に係る記載方法は、地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金のみ活用】をご参照ください。

ア　事業主体

〇〇市

イ　事業の名称

〇〇〇

ウ　事業の内容

〇〇〇

エ　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

〇〇〇

【官民協働】

〇〇〇

【地域間連携】

〇〇〇

【政策間連携】

ページ番号を記載してください。

○○○

オ　重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月

ＫＰＩ	事業開始前 （現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目
○○○（単位）			
※不要な欄は削除してください。			

2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分 の累計

・　４の４－３と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

４の４－３の【数値目標】に同じ。

カ　評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

○○○

【外部組織の参画者】

○○○

【検証結果の公表の方法】

○○○

キ　交付対象事業に要する経費

・　法第５条第４項第１号イに関する事業【Ａ３００７】

総事業費　○○千円

ク　事業実施期間

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

ページ番号を記載してください。

ケ　その他必要な事項

特になし

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

- 地域再生基本方針（平成17年４月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第５章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針５の５）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
- 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【Ｂ〇〇】又は【Ｃ〇〇】であるものが該当します。
- 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が２つ以上ある場合は、それぞれに⑴、⑵ 等ナンバリングし、記載してください。
- 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

⑴ 〇〇事業

ア　事業概要

〇〇

イ　実施主体

〇〇市

ウ　事業実施期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

６　計画期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

- 地域再生計画の計画期間は、概ね３～５年として設定してください。

ページ番号を記載してください。

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

〇〇

・　「４－３目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。

・　評価を行う主体を明確にして記載してください。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

〇〇

・　評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。

・　評価は毎年度実施することに努めてください。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

〇〇

・　地方公共団体のＨＰ等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

ページ番号を記載してください。

この記載例は、『生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】』及び『生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】』を活用する地域再生計画に係る参考記載イメージとして提示させて頂きます。

地域再生計画

※数字については、１桁数字は全角、２桁以上の数字は半角で記載してください。

1　地域再生計画の名称

※計画名称が２行に及ぶ場合は改行を行わないで記載。
（調整が必要な場合は、インデントで調整してください。）
※半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2　地域再生計画の作成主体の名称

●●市 ／ ●●県●●郡●●町

3　地域再生計画の区域

●●市の区域の一部（●●地区） ／ ●●県●●郡●●町の区域の一部（●●地区）

4　地域再生計画の目標（構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること）

４－１　地域の現状

※「４－２　地域の課題」につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。
※「４－３　目標」や「５　地域再生を図るために行う事業」に関連する事項を重点的に記載してください。（項目は適宜加除して構いません。）

【記載イメージ】

（地勢）
・地勢（地形、歴史等）の現状について記載。

（人口）
・人口（人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等）の現状について記載。

（産業）
・産業（産業構造、雇用状況、経済状況等）の現状について記載。

（地域資源）
・地域資源などの関連する地域の現状について記載。

（その他）
・その他地域の現状について記載。

４－２　地域の課題

※「４－１　地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

【記載イメージ】

少子高齢化が進み、産業においても〇〇であり、〇〇である、〇〇となることが予想される。そのため、（自治体名）においては、〇〇〇が課題となっている。

４－３　目標

※地域再生の目標を簡潔かつ具体的に記述し、それに関する定量的な指標（数値目標）を記載してください。

※本計画を通じて実現を目指す姿（●●版生涯活躍のまち）の全体像を簡潔に記載してください。

【記載イメージ】

〇〇〇〇〇〇〇を解消し、〇〇〇〇〇〇〇なまちとするために、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を図り、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を目指す。

【数値目標】

	関連事業	〇〇年度 基準年度	〇〇年度	〇〇年度 中間目標	〇〇年度	〇〇年度 最終目標
目標１						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標２						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標３						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標４						
地域を訪れる外国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	△△事業	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円
目標５						
超高速ブロードバンド人口カバー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
地域におけるテレワーク導入企業数	△〇事業	〇社	〇社	〇社	〇社	〇社

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

※必ずページ番号を記載

※地域再生を図るために行う事業の概要を記載してください。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

※生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）:【A3011】を使う場合は、５－２に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）:【A3011】

１　全体の概要

※生涯活躍のまち形成地域における事業の具体像や特徴が分かるよう、下記２～６における生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を簡潔にまとめて記載してください。

・〇〇市〇〇地区では・・・・

２　中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進を図るために行う事業に関する事項

※中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進など、生涯活躍のまち形成地域において行う事業について具体的に記載してください。

（例１）中高年齢者の就業の推進に関する事項

①現状

※雇用状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の就業状況については、〇歳から〇歳までの就業者は・・・であり、・・・・・、〇〇業に関する求人が・・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センターなどとの連携を図るなどの場合にはその具体的な内容（連携対象、役割分担等）も記載してください。

・〇〇市では、・・・・

（例２）生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

※必ずページ番号を記載

①現状

※教育機関の状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市における教育機関の状況は・・・・・、・・・・

・また、現在実施している取組としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

・〇〇市における生涯学習活動について、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携を図る場合などには、その具体的な内容も記載してください。

・〇〇市では、・・・・

（３）〇〇〇に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

（４）・・・・

①現状

②課題

③取組内容

３　高年齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項

①現状

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、その他の高年齢者に適した住宅の整備等の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載して

※必ずページ番号を記載

ください。

・〇〇市〇〇地区の高年齢者向け住宅の状況については、・・・であり、・・・・・・が・・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市では、・・・・

４　保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の確保を図るために行う事業に関する事項

①現状

※介護サービスや医療サービスの提供状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の保健医療サービス・福祉サービスの状況については、・・・であり、・・・・・が・・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

※必ずページ番号を記載

・〇〇市では、・・・・

5　移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

（１）移住等の促進に関する事項

①現状

※移住の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の移住の状況については、・・・であり、・・・・・が・・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

（ａ）〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｂ）〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・・〇〇という状況となっている。

（ｃ）・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市〇〇地区では、・・・・

（２）〇〇〇に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

（３）・・・・

①現状

②課題

③取組内容

6　その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業に関する事項

（１）生涯活躍のまちの運営主体に関する事項

・〇〇市〇〇地区では、①生涯活躍のまち形成事業の推進にあたってコミュニティの運営や関係機関の調整に中心的に取り組む事業主体として、〇〇を行う〇〇法人が、・・・・

（２）よりよいコミュニティづくりに向けた関係機関や地域住民との調整・検討体制に関する事項

・〇〇市〇〇地区では、・・・・に向けて、〇〇協議会において、・・・が、・・・・

（３）多世代交流の促進に関する事項

※必ずページ番号を記載

①現状
②課題
③取組内容
（４）・・・・
①現状
②課題
③取組内容

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

※生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）:【B3002】を使う場合は、５－３－１に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）:【B3002】

○市として～するため、生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行う。その際、以下の基準に従ったものとする。

※「～」部分には本特例を活用する目的を記載ください。例えば、市外への転出者の抑制をするため、市外からの移住者の促進を推進するため等。

・○○市（○○地区及びその周辺）に居住する 60 歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている 60 歳未満の者（以下「60 歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、○○市の区域内の 60 歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮してサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行うこととする。

・また、サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることを考慮し、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めることとする。

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

※５－３－２では支援措置以外の国の補助制度名について記載は行わないでください。

（１）△△△事業
事業概要：
〇〇のために、〇〇を行うもの。・・・・・・
実施主体
：〇〇〇市
事業期間
：XX 年度～XX 年度
（２）◇◇◇事業
事業概要：
〇〇のために、〇〇を行うもの。・・・・・・
実施主体
：〇〇〇市
事業期間

※必ずページ番号を記載

：XX 年度～XX 年度

6　計画期間

地域再生計画認定の日から●●年●月●●日まで

7　目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1　目標の達成状況に係る評価の手法

【記載イメージ】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、〇〇において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標１
　人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
　総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
　東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
目標２
　〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
目標３
　〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
目標４
　〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。
目標５
　〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

7－2　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、〇〇で構成された〇〇において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

7－3　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

※毎年度評価を行うことが望ましく、最低でも中間と最終年度に評価を行ってください。

〇〇が〇〇時点で〇〇により公表を行う。

※必ずページ番号を記載